平成20年7月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成16年Ø第40号 太田市恩賞随意契約損害賠償住民訴訟事件 口頭弁論終結日 平成20年3月12日

判 決

群馬県太田市

原告

 同訴訟代理人弁護士
 斎 藤
 匠

 同
 樋 口 和 彦

 同
 吉 野 晶

樋口和彦及び吉野晶訴訟復代理人弁護士

三 角 俊 文

群馬県太田市浜町2番35号

被告 太 田 市

清 水 聖 義

長

同所

被告 太田市教育委員会教育長

相 澤 邦 衛

上記2名訴訟代理人弁護士 神 谷 保 夫

同訴訟復代理人弁護士 青 木 正 人

主 文

- 1 本件訴えのうち、被告太田市教育委員会教育長が賠償命令をすること を求める部分をいずれも却下する。
- 2 被告太田市長は、清水聖義に対し、1306万2420円及びこのうち17万3250円に対する平成12年1月21日から、このうち12万1275円に対する同年5月11日から、このうち15万5925円に対する同月20日から、このうち92万2950円に対する同月23

日から、このうち136万3320円に対する同月30日から、このうち25万6725円に対する同年8月11日から、このうち43万5195円に対する平成13年5月22日から、このうち343万1430円に対する平成14年9月21日から、このうち81万6480円に対する同年11月21日から、このうち32万1300円に対する平成15年4月11日から、このうち40万0050円に対する同年5月13日から、このうち276万2865円に対する平成16年3月23日から、このうち190万1655円に対する同年5月21日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用中,原告と被告太田市長との間に生じた部分は,これを50分し,その1を被告太田市長の,その余を原告の各負担とし,原告と被告太田市教育委員会教育長との間に生じた部分は,原告の負担とする。

# 事実及び理由

### 第1 請求

- 1 被告太田市長は、清水聖義に対し、松島健三と連帯して1億3422万60 00円及びこれに対する平成14年9月21日から支払済みまで年5分の割合 による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告太田市長は、松島健三に対し、清水聖義と連帯して1億3422万60 00円及びこれに対する平成14年9月21日から支払済みまで年5分の割合 による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 3 被告太田市長は、清水聖義に対し、木村一忠と連帯して9209万5500 円及びこれに対する平成16年3月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 被告太田市長は、木村一忠に対し、清水聖義と連帯して9209万5500 円及びこれに対する平成16年3月23日から支払済みまで年5分の割合によ

る金員を支払うよう賠償命令をせよ。

- 5 被告太田市長は、清水聖義に対し、宮本富太郎と連帯して6695万850 0円及びこれに対する平成16年5月21日から支払済みまで年5分の割合に よる金員を支払うよう請求せよ。
- 6 被告太田市長は、宮本富太郎に対し、清水聖義と連帯して6695万850 0円及びこれに対する平成16年5月21日から支払済みまで年5分の割合に よる金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 7 被告太田市長は、清水聖義に対し、岩田博之と連帯して4544万4000 円及びこれに対する平成12年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 8 被告太田市長は、岩田博之に対し、清水聖義と連帯して4544万4000 円及びこれに対する平成12年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 9 被告太田市長は、清水聖義に対し、3076万4500円及びこれに対する 平成12年5月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を、うち15 38万2250円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による 金員は中和子と、うち512万7416円及びこれに対する同日から支払済み まで年5分の割合による金員は中と、うち512万7416円及びこれに 対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は中と、うち512 万7416円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員 は中と、それぞれ連帯して支払うよう請求せよ。
- 10 被告太田市長は、中 に対し、清水聖義と連帯して1538万2250 円及びこれに対する平成12年5月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 11 被告太田市長は、中 に対し、清水聖義と連帯して512万7416円 及びこれに対する平成12年5月23日から支払済みまで年5分の割合による

金員を支払うよう賠償命令をせよ。

- 12 被告太田市長は、中 に対し、清水聖義と連帯して512万7416円 及びこれに対する平成12年5月23日から支払済みまで年5分の割合による 金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 13 被告太田市長は、中 :に対し、清水聖義と連帯して512万7416円 及びこれに対する平成12年5月23日から支払済みまで年5分の割合による 金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 14 被告太田市長は、清水聖義に対し、野口正嘉と連帯して2721万600 0円及びこれに対する平成14年11月21日から支払済みまで年5分の割合 による金員を支払うよう請求せよ。
- 15 被告太田市長は、野口正嘉に対し、清水聖義と連帯して2721万600 0円及びこれに対する平成14年11月21日から支払済みまで年5分の割合 による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 16 被告太田市長は、清水聖義に対し、金谷泰一郎と連帯して1450万65 00円及びこれに対する平成13年5月22日から支払済みまで年5分の割合 による金員を支払うよう請求せよ。
- 17 被告太田市長は、金谷泰一郎に対し、清水聖義と連帯して1450万65 00円及びこれに対する平成13年5月22日から支払済みまで年5分の割合 による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 18 被告太田市長は、清水聖義に対し、石原康男と連帯して1333万500 0円及びこれに対する平成15年5月13日から支払済みまで年5分の割合に よる金員を支払うよう請求せよ。
- 19 被告太田市長は、石原康男に対し、清水聖義と連帯して1333万500 0円及びこれに対する平成15年5月13日から支払済みまで年5分の割合に よる金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 20 被告太田市長は、清水聖義に対し、瀬古多一と連帯して519万7500

円及びこれに対する平成12年5月2.0日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

- 21 被告太田市長は、瀬古多一に対し、清水聖義と連帯して519万7500 円及びこれに対する平成12年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 22 被告太田市長は、清水聖義に対し、早川充彦と連帯して472万5000 円及びこれに対する平成16年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 23 被告太田市長は、早川充彦に対し、清水聖義と連帯して472万5000 円及びこれに対する平成16年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 24 被告太田市長は、清水聖義に対し、1071万円及びこれに対する平成15年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を、うち535万500円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は正田喜久及び舩山と、うち267万7500円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は正田喜久及び舩山と、うち267万7500円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は正田喜久及び舩山と、それぞれ連帯して支払うよう請求せよ。
- 25 被告らは、正田喜久に対し、1071万円及びこれに対する平成15年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を、うち535万5000円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は清水聖義及び舩山 と、うち267万7500円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は清水聖義及び舩山 と、うち267万7500円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は清水聖義及び舩山 と、それぞれ連帯して支払うよう賠償命令をせよ。
- 26 被告らは、舩山 に対し、清水聖義及び正田喜久と連帯して、535万

5000円及びこれに対する平成15年4月11日から支払済みまで年5分の 割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。

- 27 被告らは、舩山 に対し、清水聖義及び正田喜久と連帯して、267万 7500円及びこれに対する平成15年4月11日から支払済みまで年5分の 割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 28 被告らは、舩山 に対し、清水聖義及び正田喜久と連帯して、267万 7500円及びこれに対する平成15年4月11日から支払済みまで年5分の 割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 29 被告太田市長は、清水聖義に対し、正田喜久及び樋口悟と連帯して855 万7500円及びこれに対する平成12年8月11日から支払済みまで年5分 の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 30 被告らは、正田喜久及び樋口悟に対し、清水聖義と連帯して855万75 00円及びこれに対する平成12年8月11日から支払済みまで年5分の割合 による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 31 被告太田市長は、清水聖義に対し、正田喜久と連帯して577万5000 円及びこれに対する平成12年1月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 32 被告らは、正田喜久に対し、清水聖義と連帯して577万5000円及び これに対する平成12年1月21日から支払済みまで年5分の割合による金員 を支払うよう賠償命令をせよ。
- 33 被告らは、正田喜久に対し、飯島廸男と連帯して404万2500円及びこれに対する平成12年5月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 34 被告らは、飯島廸男に対し、正田喜久と連帯して404万2500円及び これに対する平成12年5月11日から支払済みまで年5分の割合による金員 を支払うよう賠償命令をせよ。

- 35 被告らは、林弘二に対し、239万4000円及びこれに対する平成16年5月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を、うち119万700円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は舩山と、うち59万8500円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は舩山と、うち59万8500円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員は舩山と、それぞれ連帯して支払うよう賠償命令をせよ。
- 36 被告らは、舩山、 に対し、林弘二と連帯して119万7000円及びこれに対する平成16年5月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。
- 37 被告らは、舩山 に対し、林弘二と連帯して59万8500円及びこれ に対する平成16年5月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支 払うよう賠償命令をせよ。
- 38 被告らは、舩山 に対し、林弘二と連帯して59万8500円及びこれ に対する平成16年5月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう賠償命令をせよ。

# 第2 事案の概要

1 本件は、群馬県太田市(以下「太田市」という。)の住民である原告が、太田市長(以下「市長」ないし「被告市長」という。)及び太田市教育委員会教育長(以下「教育長」ないし「被告教育長」という。)に対し、太田市の恩賞随意契約制度に基づく随意契約の締結ないしこれに基づく公金の支出は違法であるとして、地方自治法(以下単に「法」という。)243条の2第1項後段又は民法709条に基づき、別紙1「請求額合計」欄記載の金額及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金について別紙1「賠償義務者」欄記載の者に対する賠償命令ないし支払の請求をすることを求めた住民訴訟である。

- 2 前提事実(認定事実は末尾に証拠を摘示)
  - (1) 当事者
    - ア 原告は、太田市の住民である。
    - イ 被告市長は、太田市の執行機関であり、損害賠償金又は不当利得返還金 の支払を請求する権限及び賠償命令を発令する権限を有する行政庁であ る。
    - ウ 清水聖義は、平成7年から現在まで太田市長の職にある者である。(甲 11、弁論の全趣旨)
    - エ(ア) 松島健三は、平成11年度の太田市総務部長、平成12年度ないし平成13年度の太田市都市づくり部長である。
      - (イ) 木村一忠は、平成14年度ないし平成15年度の太田市都市づくり部長である。
      - (ウ) 宮本富太郎は、平成13年度ないし平成15年度の太田市産業環境部長である。
      - (エ) 岩田博之は、平成11年度ないし平成12年度の太田市都市開発部長である。
      - (オ) 中昭一は、平成11年度の太田市建設部長であったが、平成18年9 月13日に死亡した。同人の相続人は、中 (妻)並びに中 中 及び中 (いずれも子)である。
      - (カ) 野口正嘉は、平成11年度ないし平成14年度の太田市市民生活部長である。
      - (キ) 金谷泰一郎は、平成11年度ないし平成12年度の太田市健康福祉部長である。
      - (ク) 石原康男は、平成14年度ないし平成15年度の太田市行政事務部長である。
      - め 瀬古多一は、平成11年度ないし平成12年度の太田市企画部長であ

- (コ) 早川充彦は、平成15年度の太田市健康福祉部長である。
- オ(ア) 正田喜久は、平成11年度ないし平成14年度の教育長である。
  - (イ) 舩山佳之は、平成13年度ないし平成15年度の太田市教育委員会教育部長であったが、平成18年2月25日に死亡した。その相続人は、 舩山 (妻)並びに舩山 及び舩山 (いずれも子)である。
  - (ウ) 樋口悟は、平成12年度の太田市教育委員会教育部長である。
  - (エ) 飯島廸男は、平成11年度の太田市教育委員会管理部長である。
  - (オ) 林弘二は、平成15年度の教育長である。

(以下,松島健三,木村一忠,宮本富太郎,岩田博之,中昭一,野口正嘉,金谷泰一郎,石原康男,瀬古多一及び早川充彦の役職を「市の各部長」と総称し,舩山佳之,樋口悟の役職を「教育部長」,飯島廸男の役職を「管理部長」と略称する。)

- (2) 太田市請負優良工事等表彰に伴う恩賞制度(以下「本件恩賞制度」という。) ア 太田市請負優良工事等表彰選定要綱(甲8。以下「本件要綱」という。) 本件要綱には、要旨以下のとおりの規定がある。
  - (ア) 本件要綱9条に定める優良工事等選定委員会において選定された優良 工事を施工した請負人及び同工事の優良主任技術者を表彰し(本件要綱 3条,4条),また,同委員会に過去5年間,連続して優良工事の対象 として選出された工事の請負人を特別表彰するものとされている(同5 条)。
  - (イ) 優良工事及び優良主任技術者の表彰の件数は各12件以内とされ(同6条),1件の請負金額が原則100万円以上,工事成績表の評点が80点以上の工事が優良工事及び優良主任技術者選定の対象となり得る。(同7条)

(甲8)

イ 太田市請負優良工事等表彰に伴う恩賞制度運用基準 (甲2の1。以下「本 件運用基準」という。)

太田市は、本件運用基準を制定し、これに基づくものとして、平成8年10月31日から本件恩賞制度の運用を開始した。

本件運用基準には、要旨以下のような規定があった。

- (ア) 本件運用基準は、本件要綱3条の運用に関し必要な事項を定めること により、請負人の資質及び技術の向上を図ることを目的とするものであ る。(本件運用基準前文)
- (イ) 本件要綱3条により表彰された受賞者に対し、1度受賞するごとに、金額にして概ね1000万円前後の随意契約の締結権が付与される。ただし、表彰の対象となった工事の請負金額が1000万円以下の場合、その請負金額を考慮した金額とされる。(同1条)
- (ウ) 本件要綱5条により特別表彰をされた受賞者に対し、1度受賞するごとに概ね3000万円前後の随意契約の締結権が与えられる。(同2条)
- (エ) 上記(イ)及び(ウ)の随意契約の締結権は、特別の理由がある場合を除いて、 表彰を受けた後1年以内に付与される(なお、この1年以内との期間の 制限は、後に削除された。)。(同1条、2条)

(甲2の1,証人石井英世)

ウ 本件恩賞制度の廃止

平成15年9月に本件運用基準が改正され、本件要綱3条に基づく表彰者に対しては、指名競争入札及びその他の工事等における業者選定において、指名業者審査委員会等へ優先指名を推奨し、発注の状況に応じ、優良工事受賞者を対象として指名競争入札を実施し、入札参加機会を与えることとされ(随意契約の締結権を付与するとの内容は廃止された。)、また、本件要綱5条に基づく特別表彰者に対する恩賞は廃止され、もって、本件恩賞制度は廃止された。

(甲2の2、3)

# (3) 随意契約の締結

本件恩賞制度の運用が開始された平成8年10月31日以後,別紙2「工事件名」欄記載の各工事についての随意契約(以下総称して「本件各契約」という。)が締結された。

本件各契約に関する工事施工伺い(甲25の1ないし57),見積徴取伺い,随意契約開札調書(乙33の1ないし56。なお,別紙2の工事番号(以下単に「工事番号」というときは別紙2の工事番号を指すものとする。)57に関するものは存在しない。),支出負担行為決議書(甲70の1ないし57)について決裁(専決又は代決を含む。)を行った者及びその決裁日,本件各契約に基づく公金の支出日,本件各契約の相手方並びに本件各契約の契約価格は,それぞれ,別紙2の「工事施工伺い」,「見積徴取伺い」,「随意契約開札調書」,「支出負担行為決議書」,「支出日」,「相手方」,「契約価格」の各欄記載のとおりである。

(甲25の1ないし57, 甲70の1ないし57, 乙33の1ないし56, 弁論の全趣旨)

### (4) 住民監查請求

- ア 原告及び斎藤匠弁護士は、平成16年8月19日、太田市監査委員に対し、本件各契約に基づく公金の支出について住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)を行い、同年9月1日に受理された。
- イ 太田市監査委員は、同年10月8日、本件各契約のうち、平成15年7月以前に締結された工事番号1ないし53についての随意契約(以下、工事番号1についての随意契約を「本件契約1」といい、他の工事番号についての随意契約についても同様とする。)については、随意契約の締結の日から法242条2項本文の監査請求期間である1年間が経過しているとして却下し、それ以降に締結された本件契約54ないし57については、

請求の理由がないとして棄却する旨を決定し,同日原告らに対し通知した。 (甲7, 弁論の全趣旨)

(5) 本件訴えの提起

原告は、平成16年11月4日、本件訴えを提起した。

- 3 争点
  - (1) 訴訟要件
    - ア 監査請求期間の経過についての正当な理由の有無(争点1)
    - イ 請求35ないし38に係る被告市長の被告適格の有無(争点2)
  - (2) 本案
    - ア 本件各契約の適法性(争点3)
    - イ 賠償義務者の適否(争点4)
    - ウ 故意過失の有無(争点5)
    - エ 損害の有無及び額(争点6)
- 4 争点に対する当事者の主張
  - (1) 争点1 (監査請求期間の経過についての正当な理由の有無) についてア 被告ら
    - (ア) 監査請求期間の徒過

住民訴訟は、適法な住民監査請求手続を経ていることが要件であり、 住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過し た場合は不適法となる。したがって、本件契約1ないし53に係る本件 監査請求は、当該各契約の締結の日から1年を経過してから行われてお り、適法な住民監査請求がない。

- (イ) 正当な理由の有無について
  - a 法242条2項ただし書は、上記の期間中に住民監査請求ができない正当な理由があった場合、同期間を経過後に行われた住民監査請求も適法であると規定しているところ、正当な理由とは、普通地方公共

団体の住民が相当の注意力を持って調査したときに客観的にみて当該 行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができ たと解される時から相当の期間内に住民監査請求をしたかどうかによ って判断すべきものである。さらに、存在自体は秘密でない行為の不 当性、違法性が1年の経過後争われる場合、それはいかなる不当性、 違法性でもよいわけではなく、不当性、違法性を持つものであること が当初は容易に明らかではない場合、住民が相当の注意力を払っても 分からない場合に限られ、住民が受け身の立場であってよいというこ とにはならない。

以上の理由から、正当な理由の判断基準については、当該行為が秘密裡になされたか否か、一般住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたか否か、さらに当該住民監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知り得たか否かを検討する必要がある。

- b 本件恩賞制度は、建設工事の随意契約の運用基準の一方法を定めたものである。したがって、法242条2項ただし書の正当な理由の有無を判断するためには、本件恩賞制度を知り得たか否かが問題となるのはもちろんであるが、さらに本件恩賞制度に基づいて締結された随意契約の存在を知り得たか否かも問題となる。すなわち、仮に、住民が本件恩賞制度を知らなくとも、本件各契約の存在を知れば、やはり正当な理由はないことになる。
- c(a) 本件で問題とされている本件恩賞制度は、秘密裡にされたわけではなく、制度の趣旨を関連業者に周知した後、平成8年10月31日から施行したものである。関連業者への周知は、平成7年10月16日開催の「平成6年度施工優良工事等表彰式及び主任技術者研

修会」において説明をしているほか、同会の準備に当たっても、本件恩賞制度について秘密裡に説明をしたことはなく、オープンに行っており、住民に知り得た状態に置かれていたものである。上記表彰式には、業者130社余りが出席しており、市議会代表者、新聞記者等が出席している、太田市では、文書で業者に会の開催を通知しており、特に秘密裡に会を催したものではない、具体的な出席者の氏名は判らないが、優良業者として表彰された業者はもちろん、表彰外の業者からも最低各1名は出席しているはずである。このように、会の参加者には特に制限を設けてなく、参加者の氏名や正確な人数も把握できないことからも判るように、本件恩賞制度の説明を行った際に、外部に対し秘密とした趣旨は全くない。

また,本件各契約自体は,普通地方公共団体として秘密裡に契約 することは不可能なものである。

- (b) 本件恩賞制度が上記のように、各業者や報道機関等に公開されており、一般市民にとって、十分な注意力をもってすれば本件恩賞制度の存在及び内容を知り得る状態であったことは明らかである。また、本件各契約の存在に関しても、決算において監査を受け、また、行政審査においては、市民からの審査請求があれば、その内容を公開している。さらに、市民は、いつでも契約内容について情報公開を求めることができるのであって、相当の注意力を持って調査すれば、本件各契約の内容が分かったものである。また、随意契約によることができる場合の判断については、常に論争があり、住民監査請求も全国的に多数申立てがあることは、一般市民にとっても承知の事実である。
- (c) 原告は、地方自治体の行為に深い関心を持ったものであり、一般 市民より深い注意力をもって自治体の行為を監視していたものであ

る。合併前の旧太田市の情報公開条例は、平成11年太田市条例第5号として施行されており、一般住民にも周知されているが、特に市民オンブズマンとして活動している原告にとって同条例の活用により本件各契約の存在及び内容を十分に知ることができた。現に原告は、平成13年6月6日及び同月13日に、太田市水道局の水道メーター発注に関して、上記条例を活用して旧太田市に情報公開を求めている。これに対し、旧太田市は、情報公開に関して透明度が高いと原告らから評価されていたのである。

d したがって、少なくとも、原告にとっては、平成13年6月の時点からは、本件各契約の存在及び内容を知り得る状況にあったのであり、法234条2項本文の住民監査請求期間を経過したことについて原告に正当な理由はない。

### イ 原告

(ア) 法242条2項ただし書の正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に当該行為を知ることができたかどうか、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。

そして、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合とは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解するべきである。

(イ) 本件恩賞制度の存在は、以下に示すとおり、住民のみならず太田市議

会にも隠蔽されていた。

# a 他の制度の積極的な公表と本件恩賞制度の非公表

清水聖義は、平成7年に市長に就任して以来、積極的に入札・契約制度の改革に取り組んできた。平成10年には入札の透明性を高めるために全国に先駆けて予定価格の事前公表制度を導入するとともに、談合防止の観点から郵便入札制度を採用した。また、平成12年には入札の競争性を高めるため県内初の受注希望型指名競争入札を本格的に導入した。そして、これらの新制度の導入に当たっては、常に競争の重要性、透明性の重要性を唱え、その趣旨や概要を積極的に議会やマスコミ、一般市民にアピールしてきた。そして、入札・契約改革に取り組む太田市長清水聖義の名は全国的に知れ渡っていったのである。

本件恩賞制度もこれらの先進的な制度の導入と前後して、平成8年 に制定されたが、これらは、マスコミにも、市の広報誌や市のインタ ーネットホームページにもどこにも公表されていない。市の広報誌に 優良工事請負業者が表彰されたことが掲載された際も、本件恩賞制度 には一切触れていないのである。

# b 随意契約の相手方選定理由の非公表

随意契約の相手方選定の理由の公表は、地方自治体の長にとって法 律上の義務であり、公表は、公衆の見やすい場所への掲示、閲覧所又 はインターネットによる閲覧の方法により行うとされている。

よって、市の広報誌などに掲載されていなくても、被告市長がこの 義務を履行していれば、住民が受け身でなく相当の注意力をもって調 査すれば本件恩賞制度によって本件各契約の相手方が選定されていた ことを知ることができたといえる余地もある。

しかし、被告市長は、この義務をまったく履行していない。太田市

は、平成15年7月に国土交通省が実施した調査に対して、随意契約の相手方選定理由を今後「公表予定」としたが、その後も公表していない。太田市のホームページで工事発注予定や指名基準は公表するが、随意契約の相手方選定理由は非公表のままである。これでは、本件恩賞制度は隠蔽されていたとしかいいようがない。

# c 市議会での隠蔽答弁

また、本件恩賞制度の存在は、市議会にも一切説明、報告がなされていない。それどころか、市議会では、本件恩賞制度を隠蔽する答弁が繰り返されてきたのである。

まず、被告市長が平成9年12月の市議会において、入札・契約制度についての石川宏議員の入札制度に関する質問に対して、「随契というのは意外と有効である。本人が出したい値段、私の出来る範囲の値段、それをいろいろな会社から出していただいて、そして、低位の2社なら2社を選んで話し合いを行って決めていくのであれば、入札の競争性と随契のよさとが私は出てくるのではないかとも思う。」と答弁しているのである。この時既に本件恩賞制度が運用されていたにもかかわらず、それには一切触れないで随意契約であっても複数社から見積りを徴して競争性を確保することが必要なことを力説していたのである。本件恩賞制度の存在を隠蔽しようとした答弁としか言いようがない。

また、平成16年6月8日、市議会において優良工事表彰について 議論がされたが、被告市長は、総務部長竹吉弘をして、「優良工事の 受賞者に対しては、指名選定の優遇措置を講じる」と答弁させている のである。つまり、優良工事の受賞者についても指名入札をさせると いうことである。この期に及んでも、優良工事の受賞者に随意契約の 締結権を与えていることには一切触れていないのである。本件恩賞制 度の存在を隠蔽したとしか言いようがない。

このような答弁の繰り返しの結果,平成16年8月19日に原告が本件監査請求をするまで,一般住民どころか市議会も本件恩賞制度の存在を知らなかったのである。それは,原告が本件監査請求をした後の,同年9月議会の決算特別委員会において,井野議員が「96年から98年までの3年間の資料はまだ出していただいていないのですけれども」,「今回この制度そのものをはじめて知りました。多くの議員諸氏もそうだと思いますが,」と述べ,それに対して被告市長が否定していないことから明らかである。

d 上記 a ないし c のような状況からすれば、平均的な市民は、相当な注意力をもってしても、本件恩賞制度の存在を知り得なかったといえる。原告は、たまたま本件恩賞制度の存在をうかがわせる資料を入手し、その上で、平成16年6月30日に契約検査課の課長らを問いただした結果、本件運用基準などに関する資料の交付を受け、初めて本件恩賞制度の存在を知ったものである。

なお、被告らは、原告が一般市民よりも深い注意力をもって自治体の行為を監視していたものと考えられるから、より早く本件各契約の存在及び内容を知り得たとも主張するが、原告が参加している「市民オンブズマン群馬」は、ボランティアで活動する住民グループであり、一般市民以上の調査権限を有するものではないから、同団体に参加して地方自治体を監視することは、一般住民の立場を超えるものではありえない。

また、被告らは本件各契約の存在を知り得れば住民監査請求をする ことができるというが、そのような主張は、すべての随意契約が違法 又は不当であるという前提に立たなければ成り立たない。しかし、平 成16年11月8日政令第344号による改正前の地方自治法施行令 (以下単に「施行令」という。) 167条の2第1項各号の要件に該当すれば、随意契約を締結することは何ら違法、不当ではないのである。現に太田市に限らず、多くの自治体でこのような随意契約は毎年何件も行われている。太田市の公共工事がすべて随意契約でなされていたというのであればともかく、年間12件程度の公共工事が随意契約でなされていたこと自体は特別なことではない。まして、本件恩賞制度は、他の自治体でも例のない制度であり、住民は、本件各契約の存在を知っただけでは、本件恩賞制度に関する不当性、違法性の疑いすら持ち得ないのである。

- (ウ) したがって、原告には、法242条2項本文に定める期間内に住民監査請求をすることができない正当な理由があったというべきである。
- (2) 争点2 (請求35ないし38に係る被告市長の被告適格の有無) について ア 被告ら

被告市長は、独立機関たる教育委員会に対し必要な措置を講ずべきことの一般的勧告権を有するにすぎず、指揮監督等の権限を有しない。したがって、本件訴えのうち、請求35ないし38については、被告市長が林弘二及び舩山佳之に対し直接賠償命令をする権限はないので、被告市長に対する訴えは不適法であり却下すべきである。

イ 原告 争う。

(3) 争点3 (本件各契約の適法性) について

ア 原告

(ア) 施行令167条の2第1項各号への該当性

地方自治体の契約事務遂行は、公平性、経済性が求められるので、競争入札が原則とされ、随意契約による方法は、施行令167条の2第1項各号(以下施行令167条の2第1項各号については、「施行令2号」

等のように「167条の2第1項」の部分を省略する。)の要件に該当する場合のみ例外的に認められるにすぎない。

本件各契約のうち本件契約55及び56を除くその余のものは、本件 恩賞制度を理由に随意契約とされたが、本件恩賞制度は施行令2号の要件に該当しないし、他のいずれの号の要件にも該当しない。また、これ らの契約には、本件恩賞制度以外に随意契約とする理由も存在しない。 したがって、本件各契約を随意契約としたことは違法である。

# (イ) 太田市契約規則16条の適合性

契約に公平性,経済性を要求する施行令の趣旨に照らせば,随意契約の要件に該当する場合でも,可能な限り複数の者から相見積りを徴する競争的随意契約によるべきである。このような観点から,太田市契約規則(甲3)16条は,随意契約によろうとする場合は,「特別の理由」が存在する場合(同条ただし書)を除き,2人以上から見積りを徴することと規定している。ここで,「特別の理由」とは,契約の目的物が特定の1社でなければ請け負うことができないなどの事情が考えられるが,本件各契約はいずれも一般的な工事であり,請負能力を有する者が複数存在したから,太田市契約規則16条ただし書の「特別の理由」は存在しない。

# (ウ) 被告らの主張に対する反論

- a 施行令2号の解釈
  - (a) 施行令167条の2第1項は、随意契約によることができる場合を列挙し、そのうち施行令2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」について、最高裁判所昭和62年3月20日判決・民集41巻2号189頁は、「当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いないが、必ずしもこ

のような場合に限定されるものではない。普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当する。そして、該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等の諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定される」と判示する。

(b) 上記最高裁判決のいう「目的」は、「随意契約とした主観的目的や動機(本件で被告らがいう「工事品質の低下を避けること」)を指すのではなく、客観的な工事内容(道路改良工事や排水路新設工事、駐車場整備工事等の給付内容)を指す。上記最高裁判決を全文読めば明らかなように、具体的当てはめ部分で「そこで、以上の観点から本件請負契約の締結をみるに、原審の確定した前記事実関係によると、右の契約の締結はごみ処理施設という複雑かつ大規模な施設の建設を目的とするものであって」と判示し、そこでいう「目的」を「工事内容(給付内容)」と解している。また、上記最高裁判決は、「当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定」として、目的と内容を並列し、また、その後の「資力、信用、技術、経験」とのつながり方、そもそも施行令2号の「その性質又は目的」の目的とは客観的給付内容を指すこと、更に例えば民法債権総論の講学上、「債権の目的」という場合の「目的」は、債権の客観的給付内容を指すことからも、

このように解するのが妥当である。

(c) 被告らは、仮に、前記(b)のように考えるとしても、当該工事その ものについて、優良工事の実績のある業者に施工させ、当該工事の 品質向上を目指すものであることが明らかであるとする。

しかし、第1に、本件恩賞制度の目的は、「太田市発注の請負工事の品質や技術力を、業者間の競争を促すことによって向上させることである」。そうすると、当該工事の「品質や技術力を業者間の競争を促すことによって向上させる」という目的達成のために、当該工事の競争を排除したということになるが、そのようなことはあり得ない。

第2に、「優良工事の実績のある業者に施工させ」るという目的は、優良工事の実績のある業者による指名競争入札によって達成できる。

第3に、当該工事の品質は向上していない。本件恩賞制度による 平成15年度の契約案件の検査評点は、それぞれ、79.4点、7 9.0点、78.5点、76.0点、76.0点であった。検査評 点80点以上の評価を受け優良工事の実績のある業者に施工させた ところ、その結果はすべて80点以下だったのである。

### b 裁量の逸脱の有無

- (a) 仮に、被告らの主張するように施行令2号の「その性質又は目的」 に一般政策目的が含まれるとしても、本件恩賞制度によって随意契 約としたことに客観的な合理性、必要性がなければ、裁量権の逸脱 として違法となることはいうまでもない。
- (b) 被告らは、本件恩賞制度は、過当な価格競争を抑制し、品質や技術力の競争を起こし、もって、工事の品質確保を図る目的で制定されたと主張する。

しかしながら、平成8年当時の太田市の競争入札の落札率は90 パーセントを割るものが多少出てきた程度であるから、利益を度外 視した過当競争が存在したという事情は存在しない。また、本件恩 賞制度による随意契約を得るには、優良工事として表彰されなくて はならないところ、そのためには、通常の競争入札による価格競争 を勝ち抜く必要があるから、本件恩賞制度は、過当な価格競争の抑 制にはならない。過当な価格競争を抑制しようと考えるのであれば、 施行令が用意した最低制限価格制度(施行令167条の10第2項) や低入札価格調査制度(同第1項)によるべきであったし、それは 可能かつ有効な方法であった。しかも、本件恩賞制度により随意契 約とした工事については、価格競争だけでなく品質や技術力の競争 も存在し得ないから、本件恩賞制度は、品質や技術力の競争を起こ すものではない。品質や技術力の競争を起こすのであれば、施行令 が用意した総合評価競争入札制度(施行令167条の10の2)に よるべきであったし、それは可能かつ、有効な方法であった。さら には、業者間で品質や技術力を競争させるのであれば、その前提と して全ての業者が本件恩賞制度を知らなければならないところ、参 加させたいと意図する業者、つまり、本件恩賞制度の恩恵を受ける 業者だけに周知されていたに過ぎないのである。これでは,業者間 での品質競争など起きようがない。

(c) また、被告らは、検査評点からも本件恩賞制度の目的が達せられたことも理由の一つとなり、本件恩賞制度は平成15年9月1日に廃止されたという。

しかし、品質向上という目的は、ある年度に達成されたからといって、それで完結するものではなく、毎年継続して掲げられるべき 性質のものである。したがって、本件恩賞制度によって品質が向上 したというならば、今後も継続すべきである。品質向上という目的が達せられたということは、本件恩賞制度の継続の理由になっても、廃止の理由にはなり得ないのである。また、被告らは、廃止の理由として、近年、景気の低迷による発注工事の減少がみられることから、建設業者の受注機会の拡大を図る目的もあるともいう。発注工事件数が減少すれば、競争は激化し、過当競争の誘因になることは明らかである。一方、被告らによれば、本件恩賞制度導入の契機は過当競争のおそれがみられたことであった。つまり、被告らは、過当競争を理由に本件恩賞制度を導入し、過当競争を理由に本件恩賞制度を廃止したといっているのである。これでは、全く理由になっていない。

(d) 被告らは、本件恩賞制度の導入以後、本件恩賞制度の目的である 工事品質は確実に向上したという。

しかし、本件恩賞制度を導入した平成8年には、検査評点が下がっている。これでは、本件恩賞制度によって品質が顕著に向上したとはいえない。被告らは、都合の悪いデータを隠して勝手な主張をしていたのである。

また、平成10年度からの検査評点の上昇が見られるとしても、 それは本件恩賞制度の成果ではない。

(e) 太田市の公共工事で実際に入札指名される業者だけでも306社に及ぶが、そのうち実際に本件恩賞制度によって受注をしたものはそのうちの34社である。これらの業者は約1割強の優良業者であるから、業者毎の検査評点も平均よりも相当高いはずである。そして、本件恩賞制度による発注が行われた平成11年度から平成15年度の全工事の検査評点の平均は約75.99点である。しかし、実際には、平均以下の業者が9社も存在していたのである。

また、検査評点の平均点で並べたときに、4番の利根建設株式会社が6件、8番の品川建設株式会社が7件の恩賞契約を受注し、2 社だけで全体の2割以上の契約高を占めているのである。

このように本件恩賞制度によって受注した業者の検査評点が特に 優れているというわけではなく、本件恩賞制度は、特定の業者に恣 意的に発注するための制度であるといわざるを得ない。

(f) 被告らは、本件恩賞制度の目的である品質向上は「その性質又は 目的が競争入札に適しないもの」に該当し、それは、専門的知識を 有する契約担当者の合理的な裁量判断により決定されたという。

しかし,ある工事を指名競争入札にするか,それとも本件恩賞制度による随意契約にするかを区別する基準は存在しなかったのである。契約担当者が随意契約にしたいと思えば,競争入札が可能で競争入札とすべき工事であっても本件恩賞制度を利用して簡単に随意契約とすることができたのである。

また、2件の工事(工事番号14,57)は、本件恩賞制度によって緊急の必要により競争入札に付すことができない(施行令3号)として、3件の工事(工事番号17,35,49)は本件恩賞制度によって競争入札に付することが不利(施行令4号)として、19件の工事(工事番号1,2,4ないし12-2,15,16,18ないし21,23,24)は有利な価格で契約を締結することができる(施行令5号)として、随意契約とされたのである。さらに、3件の工事(工事番号3,13,22)は何号に該当するかの検討すらしないまま、本件恩賞制度を理由に随意契約としたのである。

これでは、各契約担当者が契約ごとに施行令2号の要件であるその性質又は目的が競争入札に適しないものか否かについての合理的な裁量判断をすることなど不可能である。

そして、本件恩賞制度が施行令2号に該当する根拠とされたのは、本件恩賞制度が導入されて5年以上経過した平成13年5月10日の工事番号25についての随意契約以後である。5年間、施行令2号該当性の検討などなされていなかったのであり、単なる号数の記載ミスではない。

これでは、品質向上という目的より先に随意契約という結論があったとしかいいようがない。契約担当者にとって、施行令の何号に該当するかはどうでも良かったのである。ただ、訴訟になったため、後から理由を付けやすい施行令2号を持ち出し、言い逃れをしているに過ぎない。

(g) 被告らは、本件恩賞制度は随意契約とできる場合の業者選定の制度であるともいう。

しかし、複数の優良業者が恩賞の対象として競合する場合に、具体的にどの業者に契約を割り当てるかの基準が存在しなかった。本件恩賞制度が随意契約とできる場合の業者選定の制度ではなかったことは明らかである。

- (h) 以上の理由により、本件恩賞制度によって随意契約としたことに 客観的な合理性、必要性は認められないのであって、担当者がその 裁量を逸脱したものといわざるを得ない。
- (エ) 上記の他,本件各契約の締結が違法であることの理由は,別紙3の「原告の主張」欄記載のとおりである。

#### イ 被告ら

(ア) 本件恩賞制度の概要

本件恩賞制度とは、太田市発注の請負工事の品質や技術力を、業者間で競争することにより向上を図ることを目的として、当該年度に工事が 完了し、完了検査が実施され、その検査評点が80点以上の請負業者を 対象とし、この業者のうちから優良工事等選定委員会の決定に基づき、 優良工事業者として表彰された請負業者を次年度の1000万円前後の 随意契約の対象として、太田市の希望価格以下での随意契約を締結する 権限を与える制度である。また、上記委員会に5年間連続して優良工事 の対象として選出された特別優良工事業者に対し、3000万円前後の 随意契約の対象として、太田市の希望価格以下での随意契約を締結する 権利を与える制度である。そして、本件恩賞制度と随意契約の要件との 関係は、本件恩賞制度が施行令2号を基礎付ける制度であり、かつ、施 行令2号ないし5号によることができる場合の業者選定の制度というこ とになる。

# (イ) 本件恩賞制度の適法性

a 原告は、前記最高裁判決の「目的」について、客観的な工事内容を 指すと主張するが、そのように解するのは妥当ではなく、公共団体の 政策目的のためにも随意契約を選択できるものと解すべきである。

本件恩賞制度の目的は、利益を度外視した過当競争や技術力の停滞を防止して、工事品質を確保するため、金額の競争だけでなく、品質や技術力の競争をさせるものであり、前記最高裁判決において示された随意契約によれる場合の基準に沿う制度ということができるものである。

本件恩賞制度の特徴は、第1に太田市発注の請負工事の品質や技術力を、業者間の競争を促すことにより向上させることを目的としたものであること、第2に検査評点が80点以上の請負業者の中から、さらに優良工事等選定委員会の決定を経ること、第3に随意契約の契約価格は太田市の希望価格以下であること、などである。

本件恩賞制度は有効に機能し、工事品質は、本件恩賞制度発足前の 平成6年度と比較して、平成14年度まで顕著に向上し、行政目的が 達成されたため、本件恩賞制度は平成15年9月1日の改正により廃止された。

- b 施行令3号ないし5号に関しては、「緊急の必要性」(3号)、「競争入札に付することが不利」(4号)及び「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込み」(5号)の判断として、本件恩賞制度が直接関連するものではないが、高品質な工事を提供する業者、緊急な業者選定等に当たっては、本件恩賞制度によって選ばれた業者からの選定は、極めて有用であることは明らかである。そればかりではなく、不信用又は不誠実な者が競争に参加し、かえって普通地方公共団体が損害を被るおそれがある場合(4号関係)や、特定業者の保有する物品が、他の業者の保有する同一物品よりも有利な価格提供を受けられることが明らかな場合(5号関係)などは、本件恩賞制度によって優良業者をストックしておくことは、業者選定にとって有用なだけでなく、随意契約理由を根拠付ける意味でも有用である。
- c このように、本件恩賞制度は、前記最高裁判決の趣旨に添い、行政 目的も達成する等、何ら違法な制度ではない。
- (ウ) 仮に、前記最高裁判決の「目的」を原告主張のように狭く解したとしても、施行令2号を根拠付ける制度である本件恩賞制度は、優良工事業者として表彰された業者に随意契約の資格を与えるという制度であり、当該工事そのものについて優良工事の実績のある業者に施工させ、当該工事の品質向上を目指すものであることが明らかである。その積重ねによって、太田市の公共工事全般の品質向上が図れるのである。したがって、前記最高裁判決の「目的」を原告主張のように狭く解したとしても、本件恩賞制度が前記最高裁判決の趣旨に則っていることが明らかである。
- (エ) まとめ

このように、本件恩賞制度は、最高裁判決の趣旨に沿い行政目的も達成する等何ら違法な制度ではなく、これに基づく本件各契約も適法である。

前記の他,本件各契約の締結が適法であることの理由は,別紙3の「被告らの主張」欄記載のとおりである。

(4) 争点 4 (賠償義務者の適否) について

### ア 原告

別紙2の「支出負担行為決議書」の「決裁者」欄記載の市の各部長,教育長,教育部長及び管理部長は,支出負担行為決議書により,本件各契約の支出負担行為又は支出命令の決裁を行ったのであるから,同人らが賠償義務者である。

### イ 被告ら

最終決裁権者は、いずれも太田市事務専決規程(甲4)及び太田市教育委員会事務専決規程(甲5)により決まるものである。契約締結の流れの概略としては、工事施工伺い、見積徴取伺い、随意契約開札調書、そして、支出負担行為決議書の順に決裁がなされていく。このうち、原告は、支出負担行為決議書の最終決裁印押印者を本件訴訟における賠償義務者としているが、間違いである。本来、上記事務専決規程による決裁が必要であるが、被告市長及び副市長については、工事施工伺い、見積徴取伺い及び随意契約開札調書により決裁を受けているのであるから、省略が可能とされているのである。したがって、上記各決裁書類を総合的に見て、賠償義務者である決裁者を確定しなければならない。

(5) 争点5 (故意過失の有無) について

# ア 原告

(ア) 市の各部長,教育長,教育部長及び管理部長の重過失本件各契約を決裁した各部長は,本件各契約以前に随意契約理由が記

載された工事施工伺いを決裁しているから、本件恩賞制度に基づく随意 契約であることを認識した上で決裁したことは明らかであり、重過失が 認められる。

# (イ) 正田喜久及び林弘二の故意又は重過失

教育長であった正田喜久は、本件契約9につき、随意契約理由が記載された工事施工伺いを決裁した上で、同随意契約を自ら締結したことによって、本件恩賞制度による随意契約であることを認識した上で、支出負担行為を決裁したことは明らかである。

また、教育長自身が決裁をしたことがあるのだから、教育部長及び管理部長が決裁した随意契約についても、本件恩賞制度による随意契約であることを知り得たといえ、それを阻止しなかったことには重過失がある。

# (ウ) 清水聖義の故意又は過失

清水聖義は、市長として、本件恩賞制度によって随意契約がなされた ことを認識していたことは市議会の答弁からも明らかである。よって、 本件恩賞制度による随意契約を阻止しなかったことには少なくとも過失 がある。

# イ 被告ら

否認ないし争う。

# (6) 争点6 (損害の有無及び額) について

### ア 原告

# (ア) 主位的主張

本件各契約は、施行令が挙げる随意契約の要件に当たらないことは明らかである。また、本件各契約の相手方は、優良工事表彰を受けた業者であるから、太田市との契約は競争入札が原則であることを熟知しており、少なくとも本件恩賞制度による随意契約の締結が許されないことを

知り得たといえる。

よって,当該契約を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える 法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるから,随意契 約は,私法上も無効である。

本件各契約は無効であるから、太田市には、工事代金支払債務は存在 しなかったところ、職員らは不要な支出命令をし、太田市は支出額と同 額の損害を被った。その額は4億6594万7500円である。

### (イ) 予備的主張

太田市の被った損害とは、本件各契約の公正な価格と実際の契約価格の差である。

本件では、随意契約の手続そのものが違法であり、本来は競争入札に よるべきだったのであるから、本件各契約の公正な価格とは、本来ある べき「公正な競争入札によって形成されたであろう落札価格」である。

そして、「公正な競争入札によって形成されたであろう落札価格」は、 当該工事の内容、規模等多様な要因が複雑に影響しあって形成されるも のであるところ、本件各契約の損害を定量的に評価し、算定することは その性質上極めて困難であるから、本件においては、合理的な方法で定 量的に推定することにより損害額を算定すべきであり、あとは、民事訴 訟法248条で相当な損害額を認定するほかない。

「公正な競争入札によって形成されたであろう落札価格」を推定するに当たっては、被告らが主張する設計金額ではなく、予定価格を基準とすべきである。その根拠としては、①指名競争入札において業者間で談合が行われた事例における損害の算定に際し、予定価格を基準として落札率の評価がなされていること、②設計金額を基準として損害がないということはできない旨判示した判決例が存在すること、③設計金額は業者にとって経費の節減が可能となる事情の有無等をすべて反映したもの

ではないことが挙げられる。

さらに、公正な競争が行われている可能性が高い受注希望型指名競争 入札の平均落札率は約80パーセントであるから、本件各契約も、正当 な契約方法を採用していたならば、予定価格の約80パーセント程度で 契約できたと考えられる。

ちなみに、工事番号27の工事の対予定価格での落札率は、95.2 4パーセントであるが、この工事と同時期、同規模、同種の工事である 東矢島土地区画整理事業・区画道路6-23号線道路改良工事は受注希 望型競争入札によって契約されたが、その落札率は対予定価格で69. 57パーセントであった。その他、工事番号31、32の工事も、対予 定価格での落札率が97.59パーセント、97.48パーセントであ ったのに対し、これらと同時期、同規模、同種の工事は受注希望型競争 入札によって最低制限価格で契約され、その落札率は対予定価格での落 札率が78.94パーセントであった。

加えて、本件においては、公正な自由競争が阻害されて、契約価格が 形成された点において、多くの談合事件と同じであるが、談合による損 害は、少なくとも契約額の10ないし20パーセント、場合によっては 50パーセントにも及ぶことが経験則上明らかになっている。

以上からすれば、本件においては、本件各契約の契約価格の20パーセント程度以上が損害となると推定すべきである。

そうすると、少なくとも、太田市は正当な契約方法によった場合との 差額相当額(予定価格の20パーセント程度)、すなわち、合計837 1万2600円を下らない額の損害を受けたといえる。

### イ 被告ら

#### (ア) 損害の不発生

a 設計金額の妥当性

本件各契約における適正な金額は、設計金額というべきである。なぜなら、設計金額は、客観的な基準に基づき適正に算出されているからである。さらに、本件各契約は、設計金額から企業努力などを求めた予定価格を設定している。予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、実質的に設定している。設定率については、設計額が工種や条件より様々であるから、一定の基準というものはなく、上記の条件を考慮して実質的に決めている。

以上のように、設計金額が適正な金額であり、予定価格が上記のように決定されていることから、本来、設計金額と予定価格とは同じとなるはずであるが、各自治体の財政事情等から、業者の更なる企業努力を求めて歩切りを行い、予定価格を決めているのが現状である。歩切りについては、国土交通事務次官の通達により、「設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、厳に慎むこと。」とされているが、自治体の財政事情等から歩切りを行って予定価格を設定している実情である。このような理由から適正な契約価格は設計金額であり、本件各契約は、いずれも設計金額未満の金額で契約しており、太田市に損害はない。ちなみに、本件各契約の金額の平均値は、設計金額の90.86パーセントであり、予定価格(設計金額の93.28パーセント)の平均値の97.40パーセントである。

#### b 実質的な妥当性

本件各契約による落札率は平均90.85パーセント(対設計金額) であるのに対し、競争入札による契約の落札率(いずれも対設計金額) は、以下のとおりであった。

平成11年度 95.69パーセント 平成12年度 89.22パーセント 平成13年度 90.11パーセント

平成14年度 89.08パーセント

平成15年度 88.28パーセント

また,本件恩賞制度を廃止した以降である平成16年度の落札率は, 86.78パーセントであった。このように、実質的にも本件各契約 による太田市の損害は認められない。

# (イ) 原告の主張について

### a 主位的主張

本件における原告の請求は、本件各契約の無効を前提として、契約 価格全額を損害としている。しかし、本件各契約により太田市が得た 利益(工事完成物)は、太田市の不当利益とはならないから、随意契約を無効とする前提に立っても原告の請求に理由がないことは明らかである。

# b 予備的主張

(a) 原告は、競争入札によった場合、予定価格の80パーセントで落 札することが証明できるとして、80パーセント相当額の損害を主 張する。

しかし、随意契約によらず、競争入札を実施した場合の落札価格が80パーセントとなるとの証明はできていない。原告は、談合の例を基に損害を請求するが、談合があった場合と本件のような随意契約の場合では、全く事情が異なる。談合の場合は業者間で談合し、まさに競争を排除して落札価格を高値に保つことが主たる目的である。これに対し、本件各契約は、工事品質の向上を目指し、過度の競争を排除し、適正な価格で契約することを目的としている。すなわち、業者間で落札価格を談合する場合と異なり、本件は太田市が予定価格を決めて、予定価格を上限として契約を締結する制度であ

るからである。そこには、太田市の意思が介入し、太田市が適正価格とする設計金額以下での契約が行われるのであり、原告が例とする談合と本件を同一視することは、適当と考えられない。予定価格を極めて低額に設定し、さらに業者間の過度の価格競争を行わせることは不合理なものである。

- (b) 競争入札に付された場合,仮に設計金額より低額の落札がなされたとしても、その落札価格が正当な価格であるということは、必ずしもいえない。落札者が利益を度外視した落札を行った場合は、かえって工事品質の低下などの重大な問題が生ずる。前記のように、国土交通事務次官は、設計金額の一部を正当な理由なく控除する歩切りについては、厳に慎むこととの通達(乙15の3)を出している。同通達によれば、設計金額から減額した予定価格を設定すること自体についても問題があることになる。しかし、その自治体においても財政事情から、設計金額から歩切りをして予定価格を設定しているのが実情である。したがって、設計金額が正当に設定されていれば設計金額以下での契約については、太田市の損害はない。
- (c) 民事訴訟法248条の適用について

民事訴訟法248条が適用される要件としては,第1に太田市に 損害が生じたことが認められる場合,第2に損害の性質上その額を 立証することが極めて困難であることである。

第1の太田市の損害については、その発生がないことは上記のとおりである。該当する工事に関して、客観的な資料に基づき、設計金額が設定されるが、さらに契約担当者は、「仕様書又は、設計書等に基づき、その契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短を考慮して」予定価格を決めている(太田市契約規則15条の2、

6条)。この予定価格は、受注企業の企業努力をも見込んだ価格であり、予定価格より低額での契約であれば、太田市に損害はないと考える。仮に、競争入札により予定価格よりさらに大幅に下回る落札がなされたとしても、それは例外であり、落札者が利益を度外視した落札であって、その価格をもって正当な価格とはいえない。

第2の損害の立証が極めて困難であるとの要件については、損害は、契約価格と正当な価格との差額であるが、正当な価格は予定価格と変わらないものと考えるので、立証の困難性もない。競争入札に付された場合の落札価格を正当な価格と考えることは、落札者が利益を度外視した落札を行っている場合は基準とならない。

以上の次第で、本件について民事訴訟法248条の適用はない。

### 第3 争点に対する判断

- 1 訴訟要件
  - (1) 争点1(監査請求期間の経過についての正当な理由の有無)についてア 認定事実

前記前提事実, 証拠 (甲7, 8, 13ないし15, 18の1, 2, 甲6 9, 乙20, 22の1, 2, 原告本人) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下 の各事実が認められる。

- (ア) 原告は、10年ほど前から市民オンブズマン群馬という市民オンブズマングループに所属している。
- (イ) 原告は、平成13年6月6日、太田市の平成10年度ないし平成12年度における水道局発注の水道メーターに関する入札執行調書等について、同月13日、太田市の平成元年から平成12年までの水道局発注の水道メーターの落札者等について、公文書開示請求を行った。
- (ウ) 平成14年3月1日に太田市が発行した「広報おおた」には、行政審 査報告として、平成12年度の土木工事及び建築工事の随意契約の件数

及び契約価格の合計額が掲載されていた。

- (エ) 平成15年7月18日付け群馬県総務部地方課長及び群馬県土木部監理課長による「公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続に関する実態調査に対して、被告市長は、随意契約の相手方の選定理由の公表について、「公表予定」である旨回答した。
- (オ) 原告は、平成16年の春ころ、太田市内の東矢島区画整理事業で不正が行われているとの噂を聞き、太田市に同事業の契約書類の情報公開請求を行い、同年6月中旬ころ、太田市から入手した同事業についての契約資料を入手し、調べていたところ、業者選定理由のところに「優良工事の恩賞による」との記載があることに初めて気が付いた。
- (効) 原告は、同月24日、太田市役所に出向き、上記記載の意味を尋ねたところ、太田市契約検査課の石井から「これは恩賞制度による随意契約のことだと思う」旨の回答を得た。原告は、直ちに、本件恩賞制度の内容の説明と資料の提示を求めた。
- (注) 原告は、同月30日、太田市契約検査課から本件各契約の契約書の交付を受け、また、同年7月7日、同課の主任であった久保田から、平成11年度以降に本件恩賞制度に基づき締結された随意契約のリストを入手した。なお、この時、本件各契約の設計金額は非公開とされていた。
- (ク) 原告は、上記各資料の検討を経て、上記オンブズマングループのメンバーと相談の上、住民監査請求をする方針を決定したところ、住民監査請求をするに当たり太田市の損害額を算出する上で重要な要素となる設計金額が非公開とされ、入手できていなかった。そこで、原告は、他の地方自治体での事例を調査し、予定価格であれば公開される可能性が高いと判明したことから、太田市に予定価格の情報公開請求をし、平成16年8月13日に予定価格を示した文書の公開を受けた。
- め 原告及び斎藤匠弁護士は、同月19日、太田市監査委員に対し、本件

監査請求を行い、同年9月1日に受理された。

- (コ) 原告は、太田市に対し、平成17年2月18日付けで、本件恩賞制度 の趣旨について太田市議会に対して説明がなされたことがわかる資料に ついての公文書開示請求を行ったが、同資料が存在しないとして、同年 3月14日、同請求は却下された。
- (サ) 原告は、太田市に対し、同月22日付けで、本件恩賞制度に関する広報の記事について公文書開示請求を行ったが、同月31日、同記事が存在しないとして、不開示の決定がなされた。
- (シ) 原告は、太田市に対し、同月30日付けで、平成7年以後の公表を前提とした随意契約の業者選定理由や随意契約理由を公表したことを示す文書又はインターネット情報についての公文書開示請求を行ったが、同年4月7日、同資料が存在しないとして、不開示の決定がなされた。
- (ス) 太田市請負優良工事等表彰選定要綱(インターネットに公開されている。)には、本件恩賞制度についての規定が存在しない。

#### イ 検討

(ア) 住民監査請求は、各随意契約の締結日から1年以内になされなければならない(法242条2項本文)ところ、前記のとおり、本件各契約は平成11年4月19日から平成16年3月25日までの間に締結され、本件監査請求は、同年8月19日になされており、平成15年8月19日以後に締結された本件契約54ないし57を除いて、いずれも契約締結の日から1年を経過して住民監査請求がなされたものであるから、本件監査請求は、本件契約54ないし57についての部分を除き、法242条2項ただし書に定める正当な理由がない限り不適法となる。そして、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、上記正当な理由の有無は、

特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて前記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである(平成14年9月12日最高裁判所第一小法廷判決・民集56巻7号1481頁)。

以上に基づき本件について検討するに、①太田市では、平成15年7月18日当時、本件各契約の当時、随意契約の相手方の選定理由及び随意契約の理由は公開予定とされていたのであるから、その時点では本件恩賞制度に基づく随意契約である旨は公開されていなかったと認められること、②原告による本件恩賞制度の公表に係る各公文書の公開請求に対し、太田市が同公文書が不存在であることを理由に非公開と決定等していることからすれば、本件恩賞制度について、広報誌による太田市民に対する広報、太田市議会に対する説明、随意契約の業者選定理由や随意契約理由についての公開等は、原告が前記認定の公文書公開請求を行った平成17年2月ないし3月の当時まで、一切なかったものと推認できること、③その他、本件各証拠を精査しても、公開を前提とした本件恩賞制度に関する文書が存在せず、また、太田市が積極的に本件恩賞制度を議会又は市民などに知らしめる方策を講じたとも認められないことなどの事情を併せ考えると、本件恩賞制度の存在は太田市の一般市民に対しては秘密にされていたと認められる。

(イ) 上記のとおり、本件恩賞制度は、太田市の一般市民に対しては秘密にされていたと認められる上、前記のとおり、原告は平成16年6月中旬ころ、「優良工事の恩賞による」との記載のある公文書を入手し、これが本件恩賞制度の存在に気付く契機となり、同月24日に石井から本件恩賞制度の存在について説明を受け、同月30日に本件各契約の契約書を、同年7月7日に本件恩賞制度に基づく随意契約のリストを入手する

ことができたのであり、このような経緯も考え合わせれば、原告が太田市の市民オンブズマンとして太田市の行政に関心を寄せ、情報公開制度の存在を認識し、実際に利用した経験があることを考慮したとしても、太田市の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為である本件各契約の締結の事実又は本件各契約の内容を知ることができる状況になったのは、早くとも原告が石井から本件恩賞制度の存在について説明を受けた平成16年6月24日の時点であるというべきである。

そして、原告は、同日から約2か月後の同年8月19日に本件監査請求を行っているところ、その間、原告は、同年6月30日、7月7日に本件各契約についての資料を入手したこと、本件監査請求を行う上での重要な事実となる予定価格について初めて情報公開を受けられたのが平成16年8月13日であることといった情報の入手の経緯に加え、本件各契約の数が58と多数に上り、調査、検討に相当の期間が必要となることが容易に想定されることなどを併せ考えれば、本件監査請求は相当な期間内に行われたと認められる。

- (ウ) 以上説示したところによれば、原告が法242条2項本文に定める期間を経過してから本件監査請求を行ったことについては同項ただし書に定める相当な理由があったというべきである。
- (2) 争点 2 (請求 3 5 ないし 3 8 に係る被告市長の被告適格の有無) について ア 被告らは、被告市長が太田市教育委員会に対し、一般的な勧告権を有す るに過ぎないから、請求 3 5 ないし 3 8 については、被告市長に対する訴えは不適法である旨主張する。

そこで検討するに、本件のような法242条の2第1項4号に基づく訴えにおいては、普通地方公共団体の執行機関又は職員が被告となるが、この場合の執行機関又は職員とは、当該訴訟で求められている損害賠償等の

請求や賠償命令を行う権限を有する行政庁とその補助機関を指すものと解される。そして、損害賠償金又は不当利得返還金の支払を請求する権限及び賠償命令を発令する権限は、いずれも普通地方公共団体の長に与えられているから(法242条の3第1項、243条の2第3項、第4項)、まず、普通地方公共団体の長が執行機関として被告適格を有し、特段の委任がある場合には、その委任を受けたものが職員として被告適格を有することになるものと解される。

したがって、本件においても、請求35ないし38に係る被告市長の被告適格の有無については、被告市長の教育委員会に対する指揮監督の権限ではなく、各賠償義務者に対し損害賠償金又は不当利得返還金の支払を請求する権限及び賠償命令を発令する権限の有無により判断すべきであるところ、甲第6号証及び弁論の全趣旨によれば、上記権限を被告市長が被告教育長に委任したとの事情は認められないから、被告市長は請求35ないし38について被告適格を有するというべきである。

よって、被告らの主張は採用できない。

イ なお、本件における他の請求に関する被告適格について検討するに、請求25ないし28、30及び32ないし38においては、被告教育長が賠償義務者に対して賠償命令を発することを求めている部分が含まれているが、上記のとおり、被告市長から被告教育長に対して賠償命令を発する権限を委任したとの事情が認められない以上、被告教育長は被告適格を有しないというべきである。したがって、請求25ないし28、30及び32ないし38のうち、被告教育長が各賠償義務者に対して賠償命令を発することを求める部分は、不適法な訴えというべきである。

# 2 本案

# (1) 認定事実

証拠 (甲25の1ないし57, 甲70の1ないし57, 乙33の1ないし

56,証人石井英世)及び弁論の全趣旨によれば,次の各事実が認められる。 ア 本件恩賞制度の運用等

(ア) 設計担当課等から契約検査課に上がってきた工事の設計内容を見て, 契約検査課が本件恩賞制度の対象となっている12社の中に当該工事の 施工が可能な適当な業者があるか検討し,その上で,設計担当課に確認 して随意契約を締結する。

もし,適当な業者が存在しなければ,当該工事については,競争入札 に付して契約を締結する。

なお,随意契約を締結することになった場合,2つ以上の業者から見 積りを徴収することはない。

- (イ) 予定価格の設定に当たっては、競争入札に付したときより3パーセント程度価格の上昇が見込まれることから、競争入札の場合は5パーセント程度の歩切りを行うのに対し、本件恩賞制度の場合は8パーセント程度の歩切りが行われていた。
- (ウ) 太田市は、平成15年9月に本件運用基準を改正し本件恩賞制度を廃止したが、これに先立つ同年8月14日ころ、同制度の制度目的を達成したとする「恩賞制度運用基準の成果実証」と題する書面(乙3)が作成された。同書面では、本件恩賞制度施行中の工事全体(本件恩賞制度の対象以外の工事も含む。)の検査評点の平均点の変動について、以下のとおり記載されている。

土木 (舗装・造園を含む。) 建築 (電気・管を含む。)

平成6年	75.32点	75.81点
平成7年	75.23点	76点
平成8年	74.09点	73.47点
平成9年	75.31点	75.19点
亚成10年	75 34占	74.81点

平成11年 75.93点 75.82点 75.82点 76.11点 75.68点 76.22点 76.40点 76.82点 76.31点

## イ 本件各契約についての決裁

本件各契約の締結に当たっては、まず、工事施工伺いにより、工事の概要等とともに、随意契約による場合の随意契約適用条文、業者選択理由等の決裁が行われ、次に、随意契約見積徴取伺いにより、上記の決裁を受けた工事につき見積りを徴取することについての決裁が行われる。その後、徴取した見積りに基づき、随意契約開札調書において、太田市契約規則18条に基づき契約を締結することについての決裁が行われ(まだ支出負担額についての決裁は行われない。)、この決裁を受けて、支出負担行為決議書において、負担行為額も含めた契約の締結及び支出負担額について、本件各契約についての決裁が行われる。

# (2) 争点3 (本件各契約の適法性) について

ア 被告らは、本件恩賞制度が施行令2号の要件を根拠付けるものである旨主張するので、以下、検討する。

施行令2号の「その性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように、当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や、契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など、当該契約の性質又は目的に照らして、競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合は勿論のこと、それ以外にも、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多

少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約の締結をするという方法をとるのが、当該契約の性質に照らし、又はその目的を究極的に達成する上で、より妥当であり、ひいては、当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も含まれるものと解すべきである。

そして、上記のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の 有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限 を加えている法及び施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当 該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、当該普通地方 公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解 するのが相当である。(最高裁判所昭和62年3月20日第二小法廷判決 ・民集41巻2号189頁)

そこで検討するに、前記前提事実及び前記認定事実によれば、本件恩賞制度は、通常の競争入札案件を落札した業者のうち、工事の検査評点が良かった業者に対して随意契約の締結権を付与することによって、随意契約の締結権の付与を受けたいと考える業者に対し、工事の品質の向上を促すインセンティブを付与し、もって、太田市の工事案件全体における工事品質の向上を図るものであると認められ、このような制度の趣旨ないし目的からすれば、本件恩賞制度は、個々の契約における随意契約の締結の必要性を離れた一般的抽象的な政策的目的を達成するための制度というべきであるから、施行令2号の要件を根拠付けるものとはいえない。

これに対し、被告らは、本件恩賞制度には、過当競争の防止等の目的も存在したと主張するが、本件要綱及び本件運用基準上、過当競争の防止を目的とする旨の記載が一切ないこと(甲2の1、甲8)、本件恩賞制度は

競争入札後に完成された工事の品質を考慮するものに過ぎないから本件恩賞制度が存在するからといって競争入札時における過当競争を防止できる 仕組みとはなっていないことなどを併せ考えると、本件恩賞制度の目的に 過当競争の防止等が含まれていたとは認められない。

以上に説示したとおり、本件恩賞制度は、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法及び施行令の趣旨に合致するものとは到底いえないから、単に本件恩賞制度に基づいて随意契約を締結することは太田市の契約担当者の合理的な裁量判断を逸脱する違法なものといわざるを得ない。

- イ そうすると、本件恩賞制度の存在を理由として本件各契約の締結を正当 化することはできないから、本件各契約が適法であるというためには、施 行令各号に該当することが必要であるので、以下、施行令各号に該当する か検討する。
  - (ア) 本件契約1ないし12-2, 18ないし20
    - a まず、被告らは、本件契約1ないし12-2、18ないし20について、施行令2号に該当すると主張する。

施行令2号に該当するか否かの判断については,前記最高裁判所判決に示されるとおり,個々具体的な契約ごとに,当該契約の種類等の諸般の事情を考慮して,契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきである。

この点について、被告らは、別紙3「被告らの主張」欄記載のとおり、耐久性の向上に伴う管理費の軽減や利用者の安全確保(本件契約1ないし5,7,8,10なしい12-2,18ないし20)、グランドの利用者に与える障害(本件契約6)、集会所の既設トイレの利用者に与える障害(本件契約9)などの各工事の必要性を挙げて、上記各契約を競争入札に付することには適しないと主張する。しかし、

仮に、被告らが主張するような上記各工事の必要性が存在したとしても、そのことから、直ちに、個々具体的な契約の性質又は目的に照らし、競争入札に付することが適しない事由があると認められないことはいうまでもない。また、上記各契約に係る工事施工伺い(甲25の1ないし12、18ないし20)上も、上記各契約を競争入札に付することが適しない理由について何らの記載も見あたらず、他の証拠によっても、こうした理由の存在を認めるに足りない。

そうすると、施行令2号に基づいて上記各契約を締結することは、 契約担当者の裁量権を逸脱するものといわざるを得ない。

b 次に、被告らは、上記各契約について施行令5号に該当すると主張 する。

施行令5号にいう「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」に該当するか否かの判断については、契約担当者の一定程度の合理的な裁量により決せられるべきであるところ、被告らの主張は、「良好な品質を確保することにより、維持管理費が軽減される」などと、抽象的な将来の歳出の削減の見込みをいうものにすぎず、時価に比べた具体的な契約価格の削減の見込みをいうものではない(なお、上記各工事施工伺い上も、価格の有利性について何らの記載もない。)。そうすると、被告らの主張する各事由の存在を前提としても、施行令5号に基づき上記各契約を締結することに合理性があるとは認めがたいから、これは契約担当者の裁量権を逸脱してなされたものであるといわざるを得ない。

- c よって,上記各契約を施行令2号又は5号に基づき締結することは, 施行令167条の2に反し、違法であるというべきである。
- (イ) 本件契約13,22,25ないし34,36ないし48,50ないし 54

被告らは、本件契約13,22,25ないし34,36ないし48, 50ないし54について施行令2号に該当すると主張する。

しかしながら、被告らの上記主張は、いずれも、一般的抽象的に、各工事の現場に精通する業者と契約を締結することにより、限られた予算の中で契約の完全な履行を確保することができる、などとするものにすぎず、個々具体的な契約の性質又は目的に照らした競争入札に付することが適しない理由に言及するものではない(なお、上記各契約に係る工事施工伺い(甲25の13、22、25ないし34、36ないし48、50ないし54)にも、上記各契約を競争入札に付することが適しない理由についての記載は存在しない。)。そうすると、被告らが主張する各事由の存在を前提としても、施行令2号に基づき上記各契約を締結することは、契約担当者の裁量権を逸脱するものといわざるを得ない。

よって、上記各契約を施行令2号に基づき締結することは、施行令167条の2に反し、違法であるというべきである。

#### (ウ) 本件契約14

被告らは、本件契約14について施行令3号に該当すると主張するところ、本件契約14に係る工事施工伺い(甲25の14)によれば、本件契約14は、当時の文化財倉庫を職業安定所に売却するための当該倉庫の改築工事であり、平成12年3月24日までに完了させる必要があったことが認められるところ、その決裁が行われた同年2月28日の時点においては、1か月弱の期間しか残されていなかったのであるから、競争入札に付することができない緊急の必要がある状況であったと一応認めることができ、これを覆すに足りる証拠はない。

そうすると、本件契約14を締結した契約担当者の判断がその裁量権 を逸脱したものとまでいうことはできず、本件契約14については施行 令3号に該当するというべきである。

## (エ) 本件契約15及び16

被告らは、本件契約15及び16について、設計金額を一定の割合で削減しており、経費を削減できていたから、施行令5号に該当すると主張する。しかしながら、設計金額は、太田市において算出する競争入札ないし随意契約における契約価格の前提となる金額に過ぎず、結局、被告らの主張は、上記各契約を競争入札に付する場合と比較しての価格の有利性について何ら言及するものではない(なお、工事施工伺い(甲25の15、16)上も、価格の有利性について何らの記載もない。)。

また、被告らが設計金額を削減した証拠として提出する乙第28号証の2,3も、現時点において設計金額の積算の過程で使用したソフトウェアが存在せず、上記積算の過程を再現することは不可能であること(乙28の1)、及び上記各工事施工伺い上、経費が削減できる旨の記載が何ら存在しないこと等に照らすと、乙第28号証の2,3によって本件契約15及び16について著しく経費が削減されたとまでは認められず、他の証拠によっても、被告らの上記主張事実を認めるに足りない。

そうすると、被告らの主張する各事由の存在を前提としても、施行令 5号に基づき上記各契約を締結することは、契約担当者の裁量権を逸脱 したものといわざるを得ず、施行令167条の2に反し、違法であると いうべきである。

# (オ) 本件契約17及び49

被告らは、本件契約17及び49について施行令4号に該当すると主 張する。

施行令4号は「競争入札に付することが不利と認められるとき」には 随意契約を締結することができる旨規定するところ、そのような場合に 該当するかの判断については、契約担当者の一定程度の合理的な裁量判 断が認められるべきである。しかし、被告らの主張は上記各契約を競争 入札に付した場合に随意契約を締結する場合と比べてどのように不利で あるかについて何ら言及していない。

そうすると、被告らの主張する各事由の存在を前提としても、上記各契約を施行令4号に基づき締結することは、契約担当者の裁量権を逸脱したものといわざるを得ず、施行令167条の2に反し、違法である。

# (力) 本件契約21

a まず、被告らは、本件契約21について施行令2号に該当すると主 張する。

しかしながら、被告らの上記主張は、市民会館大ホールの階段タイルの破損が激しく早急に改善が必要であることから、直ちに施工可能な同ホールに近接する業者を選定する必要があり、また、一定程度の経費の削減ができたなどとするものであって、工事の緊急性や経費の節減の可能性をいうものにすぎず、個々具体的な契約の性質又は目的に照らした競争入札に付することが適しない理由に言及するものではない(なお、本件契約21に係る工事施工伺い(甲25の21)上も、同契約を競争入札に付することが適しない理由についての記載は存在しない。)。そうすると、被告らが主張する事由の存在を前提としても、本件契約21を施行令2号に基づいて締結することは、契約担当者の裁量権を逸脱するものである。

b 次に、被告らは、本件契約21について施行令3号に該当すると主 張する。

そこで検討すると、工事施工伺い(甲25の21)によれば、工事番号21の工事は、太田市民会館大ホールの入口のタイルが経年老化したことによる改修工事であり、一般に、近接の業者によって緊急に施工しなければならない工事であるとはいいがたいところ、このような工事を近接業者が緊急に施工する必要性については、上記工事施工

伺い上、上記ホールの入口タイルが損傷し、汚れが著しく、施設の保全を図る必要があるという記載しか見あたらず、他の証拠によっても、同工事を競争入札に付すると時期を失するか、あるいは、契約の目的を達することができない工事であると認めるに足りない。

そうすると、本件契約21を施行令3号に基づき締結することは、 契約担当者の裁量権を逸脱するものというべきである。

c 次に、被告らは、本件契約21について施行令5号に該当すると主 張する。

そこで検討すると、被告らの主張は、設計金額を一定の割合で削減しており、経費を削減できていたというものである。しかしながら、設計金額は、繰り返しになるが、太田市において算出する競争入札ないし随意契約における契約価格の前提となる金額に過ぎず、結局、被告らの主張は、本件契約21を競争入札に付する場合と比較しての価格の有利性について何ら言及するものではない(なお、上記工事施工伺い上も、価格の有利性について何らの記載もない。)。

また、被告らが設計金額を削減した証拠として提出する乙第28号証の4については、現時点において乙第28号証の2、3と同様に積算のソフトウェアが現存せず、削減の過程を再現することは不可能であること(乙28の1)、上記工事施工伺い上、経費が削減できる旨の記載が何ら存在しないこと等に照らすと、乙第28号証の4によって、直ちに経費の削減があったと認めることはできず、他に被告らの上記主張事実を認めるに足りる証拠はない。

そうすると、被告らの主張する各事由の存在を前提としても、施行 令5号に基づき本件契約21を締結することは、契約担当者の裁量権 を逸脱したものといわざるを得ない。

d よって、本件契約21を施行令2号、3号又は5号に基づき締結す

ることは、いずれも施行令167条の2に反し、違法であるというべきである。

## (中) 本件契約23

a まず、被告らは、本件契約23について施行令2号に該当すると主張する。

そこで検討すると、被告らの主張は、市民会館西側アプローチのコンクリート平板ブロックの破損が激しく早急に改善が必要であることから、直ちに施工可能な市民会館に近接する優良業者を選定する必要があり、また、本件契約23により一定程度の経費の削減ができた、というものであるところ、これは、工事の緊急性、業者の工事現場への近接性、経費の節減について指摘するものにすぎず、個々具体的な契約の性質又は目的に照らした競争入札に付することが適しない理由に言及するものではない(なお、本件契約23に係る工事施工伺い(甲25の23)上も、同契約を競争入札に付することが適しない理由についての記載は存在しない。)。そうすると、被告らが主張する事由の存在を前提としても、本件契約23を施行令2号に基づき締結することは、契約担当者の裁量権を逸脱するものといわざるを得ない。

b 次に、被告らは、本件契約23について施行令3号に該当すると主 張する。

そこで検討すると、工事番号23の工事施工伺い(甲25の23) によれば、同工事は、市民会館のアプローチ部分のブロックや舗装の 改修工事であると認められるものの、本件各証拠によっても、上記工 事が施行令3号に該当するほど緊急性を有したものであったとは認め がたい。

そうすると、本件契約23について施行令3号の事由が存在したと は認められず、これを同号に基づき締結することは、契約担当者の裁 量権を逸脱するものというべきである。

c 次に、被告らは、本件契約23について施行令5号に該当すると主 張する。

しかしながら、被告らの主張は、時価に比べた具体的な契約価格の 削減の見込みについて何ら言及するものではない(なお、前記工事施 工伺い上も、価格の有利性について何らの記載もない。)。

そうすると、本件契約23を、施行令5号に基づき締結することは、 契約担当者の裁量を逸脱したものであるといわざるを得ない。

d よって、本件契約23を、施行令2号、3号及び5号に基づき締結 することは、いずれも施行令167条の2に反し、違法であるという べきである。

# (ク) 本件契約24

a まず、被告らは、本件契約24について、施行令2号に該当すると 主張する。

そこで検討すると、被告らは、市民会館の演出効果を向上させるため、内装の改修と舞台の床の表面改修等に特殊な技術を要するなどと主張する。しかしながら、工事施工伺い(甲25の24)上、工事番号24の工事が特定の業者でなければ施工できないような特殊な技術を要するものであることを認められるような記載もなく、他にこれを認めるべき証拠はない。そうすると、被告らが主張するような特殊性が何ら認められない以上、本件契約24を施行令2号に基づき締結することは、契約担当者の裁量権を逸脱するものといわざるを得ない。

b 次に、被告らは、本件契約24について施行令5号に該当すると主 張する。

しかしながら、被告らの主張は、時価に比べた具体的な契約価格の 削減の見込みについて何ら言及するものではない(なお、前記工事施 工伺い上も, 価格の有利性について何らの記載もない。)。そうすると, 本件契約24を, 施行令5号に基づき締結することは, 契約担当者の裁量権を逸脱したものであるといわざるを得ない。

c よって、本件契約24を施行令2号又は5号に基づき締結することは、施行令167条の2に反し違法であるというべきである。

## 份 本件契約35

被告らは、本件契約35について施行令4号に該当すると主張する。 そこで検討すると、本件契約35の工事施工伺い(甲25の35)に よれば、工事番号35の工事は、住宅宅地関連公共施設整備促進事業鳥 山脇屋1号幹線道路改良工事施工箇所の隣接地における同工事に附帯す る工事であり、前記道路改良工事の施工業者と契約を締結することによ り、競争入札に付した場合より経費の節減(116万5500円)及び 工事の連絡調整を図ることが可能となったことが認められる。そうする と、本件契約35については、競争入札に付することが随意契約を締結 することより不利であると一応いうことができ、本件各証拠に照らして も、これを覆すような事情は見受けられないから、本件契約35を施行 令4号に基づき締結したことが契約担当者による裁量権の逸脱であると

よって、本件契約35については、施行令4号に該当するというべきである。

# (コ) 本件契約55

はいえない。

被告らは、本件契約55について施行令4号に該当すると主張する。

そこで検討すると、本件契約55の工事施工伺い(甲25の55)によれば、工事番号55の工事は、福祉工場建設に伴い、同工場に隣接するリサイクルプラザとの整合性と花卉栽培事務所前の外溝工事であるところ、上記工事について、同工場の建設工事を行っている業者と随意契

約を締結することにより、同工事の工事現場で使用されている重機等の機材の流用が可能となり、また、上記業者が現場を熟知していることからすれば、工期の短縮等のメリットが見込まれると認められる。そうすると、本件契約55について、競争入札に付することが随意契約を締結することより不利であると一応いうことができ、本件証拠上これを覆すほどの事情は認められないから、本件契約55を施行令4号に基づき締結することが契約担当者の裁量権を逸脱するものということはできない。

よって、本件契約55については、施行令4号に該当するというべきである。

## (サ) 本件契約56

被告らは、本件契約56について施行令3号に該当すると主張する。 そこで検討すると、工事番号56についての工事施工伺い(甲25の56)によれば、平成15年夏の長雨や台風の影響等で、同年秋ごろより金山青年の家の本館と体育館の崖が崩れ始め、他の箇所まで影響を及ぼす危険性が生じていたと認められるところ、これらの事情からすれば、それに対応するためにの土留工事を緊急に施工する必要性があったと認められ、これを覆すに足りる証拠はない。そうすると、上記崖崩れから一定の期間を経た平成16年3月5日まで決裁が行われなかったことを考慮しても、直ちに緊急性がないということはできないから、本件契約56を締結した契約担当者の判断が裁量権を逸脱するものとまでいうことはできない。

よって、本件契約56については、施行令3号に該当するというべきである。

# ② 本件契約57

被告らは、本件契約57について施行令3号に該当すると主張する。

そこで検討すると、工事番号57についての工事施工伺い(甲25の57)によれば、工事番号57は、太田市の清掃センターの3号焼却炉の外壁タイルが一部剥離して崩落したことに伴い、残っているタイルも安全上撤去したことから、タイルのなくなった上記焼却炉の外壁に塗装を行う工事であると認められる。そして、外壁タイルがすべてなくなった状況からすれば、こうした外壁タイルの剥離に伴って利用者等に危険が生じるおそれがある状況が生じていたことを一応認めることができ、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

そうすると、本件契約57については、緊急性が一応認められるから、本件契約57を施行令3号に基づき締結した契約担当者の判断がその裁量を逸脱したものとはいえない。

よって、本件契約57については、施行令3号に該当するというべきである。

- ウ 以上の次第で、本件契約1ないし13、15ないし34及び36ないし54は、施行令167条の2に反し、違法であるというべきであるが、本件契約14、35及び55ないし57は、施行令3号又は4号に該当し、適法であるというべきである。
- エ 太田市契約規則16条違反の点について
  - (ア) 前記のとおり、本件契約14、35及び55ないし57については、 随意契約によること自体は施行令に基づくものであるが、原告は、さら に、太田市契約規則16条に違反していると主張するので、以下検討す る。

太田市契約規則(甲3)16条では、「契約担当者は、随意契約によ ろうとするときは、2人以上から見積書を徴さなければならない。ただ し、一件の金額が工事の請負にあっては100万円未満のもの、工事資 材にあっては10万円未満のもの若しくは価格が確定しているもの又は 特別の理由があるものは、この限りではない。」と規定されているところ、上記各契約について、2人以上から見積りが徴されていないから、同条ただし書に定める「特別の理由」がない限り、これらの契約は、同条に違反することになる。

ところで、同条において原則として2社以上から見積書を徴することとされている趣旨は、競争入札を原則とし、随意契約を例外とする法及び施行令の趣旨を踏まえて、随意契約を締結する場合においても可能な限り競争原理を導入しようとしたものであると解されるところ、同条ただし書の「特別の理由」とは、2社以上から見積りを徴することが不可能若しくは著しく困難であるか、又はそのように見積りを徴することで施行令167条の2第1項各号に基づき随意契約を締結することとした意味を失わせるような合理的な事情が存在する場合をいい、そのような事情の有無は、契約の種類、内容、性質等の諸般の事情を考慮して契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるものと解するべきである。

# (イ) 本件契約14,56及び57について

本件契約14,56及び57は、いずれも、上記のような一応の緊急性があり、施行令3号に該当するとして締結されたものと認められるところ、2人以上の者から見積りを徴し、業者を選択する過程を経ることにより手続が遅滞し、緊急性があるとして施行令3号に基づき随意契約を締結した意味が失われると一応考えられ、他にこれを覆すに足りる証拠もないから、2人以上の者から見積りを徴することができない特別の理由があるとの各支出負担行為の専決者の判断に裁量を逸脱した違法があるとまでは認められない。

# (ウ) 本件契約35及び55について

本件契約35及び55は、前記認定のとおり、いずれも、隣地で別の 工事を施工している業者であり経費の節減等を図ることができ、施行令 4号に該当するとして締結されたものであるところ,既に他の業者との 比較において,当該業者と随意契約を締結することの優位性が一応検討 されているのであり,他にこれを覆すに足りる証拠もないから,2人以 上の者から見積りを徴することができない特別の理由があるとの支出負 担行為の専決者の判断に裁量を逸脱した違法があるとは認められない。

- (エ) 以上より、本件契約14、35及び55ないし57を締結するに当たって、2人以上の者から見積りを徴しなかったことは、太田市契約規則16条に違反するものとはいえないというべきである。
- オ 以上のとおり、本件契約1ないし13、15ないし34及び36ないし54は、違法な随意契約であるというべきであり、本件契約14、35及び55ないし57は、適法なものであるというべきである。
- (3) 争点5 (故意過失の有無) について
  - ア 争点4についての判断は措き、争点5について判断すると、前記前提事実、前記認定事実、証拠(甲4ないし6,11,17,25の1ないし57,甲27,甲70の1ないし57,乙32の1ないし3,乙33の1ないし56,証人石井英世)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
    - (ア) 清水聖義は、本件恩賞制度制定前である平成7年から市長を務め、本件恩賞制度の制定にも関与していた。

また、本件契約2ないし5,10,11,14,16,22,26ないし47,49ないし51及び53について、工事施工伺い、見積徴取伺い及び随意契約開札調書において自ら決裁を行い、本件契約1,6,7,9,12-1,12-2,13,15,17ないし21,23及び24につき当時総務部長であった松島健三又は多田雄吉に代決させた。

(イ) 松島健三, 木村一忠, 宮本富太郎, 岩田博之, 中昭一, 野口正嘉, 金谷泰一郎, 石原康男, 瀬古多一及び早川充彦は市の各部長として, 正田

喜久は教育長として、樋口悟及び舩山佳之は教育部長として、飯島廸男は管理部長として、それぞれ、別紙2記載のとおり、本件契約1ない13、15ないし34及び36ないし54についての支出負担行為について、支出負担行為決議書に基づき専決をした。

- (ウ) 正田喜久は、本件契約9,17及び49についての支出負担行為の専 決が行われた当時、林弘二は本件契約49の支出が行われた当時、それ ぞれ教育長の立場にあった。
- (エ) 太田市では,500万円未満の工事請負費の支出負担行為については, 太田市事務専決規程(甲4)により部長に専決権限が付与され,太田市 教育委員会教育長に対する権限委任等に関する規則(甲6)により教育 長に決裁権限が委任され,また,太田市教育委員会事務専決規程(甲5) により教育部長に専決権限が付与されていた。

一方, 500万円以上の工事請負費の支出負担行為については,市の各部長らに専決権限を付与する規則等は存在しないが,慣例として,市の各部長,教育長,教育部長及び管理部長が専決を行い,市長及び副市長の決裁を省略できるものとされていた。

- (オ) 本件恩賞制度は、平成8年10月31日に施行され、平成15年9月 の本件運用基準の改正により廃止されたが、原告が疑問を抱くまでは、 本件恩賞制度の適法性について、太田市の内部で正式に問題を提起する 動きはなかった。
- イ 松島健三,木村一忠,宮本富太郎,岩田博之,中昭一,野口正嘉,金谷 泰一郎,石原康男,瀬古多一,早川充彦,正田喜久(本件契約9の支出負 担行為に係る責任),樋口悟,林弘二,飯島廸男及び舩山佳之について

上記の市の各部長,教育長,教育部長及び管理部長は,工事施工伺いに おいて被告市長であった清水聖義の決裁又は太田市の総務部長による代決 により本件恩賞制度を適用して随意契約を締結することが既に決定されて いる各工事について、従来と同様に、その支出負担行為の部分の専決を行っていたにすぎず、しかも、本件恩賞制度は、上記の市の各部長、教育長、教育部長及び管理部長が専決を行った当時、適法性について特段の問題提起もないままに太田市の既定方針として運用されていたものである。そうすると、同人らが支出負担行為の専決を行うについて、故意又は重大な過失があるということはできない。

そうすると、松島健三、木村一忠、宮本富太郎、岩田博之、中昭一、野口正嘉、金谷泰一郎、石原康男、瀬古多一、早川充彦、正田喜久、樋口悟、林弘二、飯島廸男及び舩山佳之は、法243条の2第1項後段に基づく責任を負うものではない。

ウ 正田喜久(本件契約9,17及び49の指揮監督義務に係る責任)及び 林弘二について

前記イと同様、正田喜久及び林弘二も、本件恩賞制度に基づいて契約を締結することが既に決定されている各工事について教育部長及び管理部長がその支出負担行為の部分の専決又は公金の支出を行った当時、教育長であったにすぎず、しかも、その当時まで、本件恩賞制度の適法性については内部的に特段の問題提起もないまま、太田市の既定方針に基づいて運用されてきていたものであるから、同人らが教育部長及び管理部長による支出負担行為を阻止しなかったことについて故意又は重大な過失があったとまでは認められない。

そうすると,正田喜久及び林弘二は,法243条の2第1項後段に基づく責任を負わない。

# エ 清水聖義について

前記認定のとおり、清水聖義は、①本件恩賞制度の制定にも関与し、その内容についても熟知していたこと、②本件各契約のうち、前記(2)において随意契約の制限に違反する契約であると判断された各契約(以下「本件

制限違反契約」という。)のほとんどについて、自ら、工事施工伺い、見積徴取伺い及び随意契約開札調書の決裁を行い、又は総務部長に代決させていたこと、さらに、③本件制限違反契約には契約価格が500万円を超えているものが多数含まれているところ、清水聖義は、工事請負費が500万円以上の案件について、法令上、支出負担行為の決裁権限を有していたことが明らかであり、これらの事情からすれば、同人は、市長という職責に鑑み、本件恩賞制度の適法性について十分に検討し、適宜、本件恩賞制度を改廃し、又は本件制限違反契約の締結を事前に阻止すべき指揮監督上の義務を負っていたのにこれを怠った過失があるといわざるをえない。

したがって、清水聖義は、不法行為(民法709条)に基づき、太田市に対し、本件制限違反契約により太田市が蒙った損害を賠償する責任を負うものというべきである。

# (4) 争点6 (損害の有無及び額) について

ア 原告は、本件制限違反契約は私法上無効であり、契約価格相当額の損害が発生すると主張する。

しかしながら、随意契約の制限に関する法令に違反して締結された違法な契約であっても、私法上当然に無効になるものではなく、随意契約によることができる場合として、施行令の規定の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や、契約の相手方において随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り又は知り得べかりし場合のように、当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える法及び施行令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になるものと解するのが相当である(最高裁判所昭和62年5月19日第三小法廷判決・民集41巻4号687頁)。

以上に基づき本件について検討するに,前記のとおり,本件恩賞制度は,

平成8年に運用が開始されてから平成15年に廃止されるまでの長期間, 内部的には適法性について特段の疑念も指摘されないまま運用されてきた ものであるから,契約担当者及び契約の相手方にとっては,本件制限違反 契約が違法であるとの認識を持ち得ないのが通常であるというべきであ る。また,本件制限違反契約について,その契約の内容の履行において, 他の契約と異なり,工事の品質の著しい低下があった等の特段の不都合が あったとの事情も見受けられない。

そうすると、本件制限違反契約について、私法上無効とすべき特段の事情があるということはできないから、本件制限違反契約は私法上は有効であり、したがって、契約価格全額が損害となるということはできないから、原告の主張は採用できない。

#### イ 損害の有無

(ア) そこで、本件制限違反契約が私法上無効とはいえないことを前提として、まず、太田市に損害が生じているか検討する。

この点、被告らは、設計金額が適正な価格であり、本件各契約がすべて設計金額以下で契約が締結されている以上、太田市に損害は生じていないと主張する。

しかしながら、法234条3項は、競争入札においては、予定価格以下の落札価格で契約が締結されることを予定しているものと解するべきであるから、競争入札により形成されたであろう落札価格が競争を通して得られた公正な価格であるというべきであり、設計金額以下の金額で契約が締結されているからといって、直ちに損害が生じていないということにはならない。

したがって、本件制限違反契約の契約価格が、仮に同契約を競争入札 に付していた場合に競争により形成されたであろう落札価格(以下「想 定落札価格」という。)を上回る場合に損害の発生が認められるという べきである。

- (イ) そこで、想定落札価格について検討を加えると、証拠(甲55,証人 石井英世)及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。
  - a 太田市では、各工事について、設計担当者が公的機関が発行する資料等を基にして設計金額を定めた上、それに一定程度の歩切り率を乗じて予定価格(設計金額以下の価格となる。)を算出する。
  - b 競争入札に付する場合と本件恩賞制度による場合では、上記歩切り 率が一定しない運用がなされており、競争入札に付する場合は設計金 額の約95パーセント、本件恩賞制度に基づく随意契約の場合は設計 金額の約92パーセントの金額がそれぞれ予定価格として定められて いた。
  - c 平成11年度ないし平成17年度の太田市における全入札案件における年度ごとの平均落札率及び受注希望型指名競争入札(ホームページに掲載した入札条件を満たしているすべての業者を入札参加資格者として指名するなどの太田市独自の指名競争入札の運用)案件における年度ごとの平均落札率,並びにこれらを基に算出した当該期間における平均落札率は、別紙4のとおりである。
  - d 本件各契約における設計金額及び予定価格は、別紙 5「②設計金額」 及び「③予定価格」の各欄記載のとおりである。
- (ウ) これらの事情を基に検討すると、太田市における予定価格は、前記のとおり競争入札に付する場合と本件恩賞制度に基づく随意契約の場合とで異なることが想定されていたのであるから、想定落札価格の算出に当たっては、原告の主張するように単純に本件制限違反契約の予定価格(別紙5「③予定価格」欄記載のもの)に平均落札率を乗じれば足りるというものではなく、設計金額を基にして競争入札に付した場合に想定される予定価格を算出し、その数値にさらに予定価格を前提とする平均落札

率を乗じて算出すべきである。

ここで、乗じるべき平均落札率について、全入札案件を基にした平均 落札率である92.77パーセントを用いるべきか、あるいは、受注希 望型指名競争入札案件のみを基にした平均落札率である82.82パー セントを用いるかは、措くとして、上記のとおり、太田市の競争入札案 件においては、設計金額の約95パーセントが予定価格として設定され ていたのであるから、設計金額の95パーセントの価格(別紙5の「④ 想定予定価格」欄記載の価格)が、本件各契約について競争入札に付す 場合に想定される予定価格となる。そして、これに上記の平均落札率で ある92.77パーセント又は82.82パーセントを乗じると、それ ぞれ、別紙5の「⑤想定落札価格Ⅰ」、「⑦想定落札価格Ⅱ」の各欄の とおりの金額となる。これらの想定落札価格と契約価格との差額は、そ れぞれ「⑥契約価格との差額Ⅰ」,「⑧契約価格との差額Ⅱ」の各欄記 載のとおりであるところ、全入札案件の平均落札率により算定した想定 落札価格において、一部契約価格を上回るものがある(本件契約18、 39及び41)ことを除けば、ほぼすべての本件制限違反契約において、 想定落札価格が契約価格を下回ることが認められる。

このような推計ができることにかんがみると、本件においては、本件制限違反契約を締結することにより太田市に損害が発生したものと認められる。

#### ウ損害額

そこで、具体的な損害額について検討すると、本件における太田市の損害は、前記のとおり、想定落札価格と実際の契約価格との差額であるというべきであり、本来、本件制限違反契約について、その具体的な額が立証される必要がある。

この点, 上記イの想定落札価格と契約価格の差額が直ちに損害額である

とすることはできない。なぜならば、上記想定落札価格は本件各契約の設計金額に全入札案件ないし受注希望型指名競争入札案件を基にした平均落札率を乗じて算出したものにすぎず、ここでは、実際の契約価格の決定を左右する多種多様な個別的要因が捨象されているからである。

一方,本件制限違反契約がいずれも比較的小規模で,数も多い上,同契約締結から現在までに4年から9年近くが経過していることからすれば,それぞれの契約について個別に契約締結時と同一の状況を設定して,競争入札を行った場合の契約価格を算定するのはもはや困難である。こうした事情に,上記のとおり,そもそも,競争入札においては実際の落札価格が多種多様な要因に基づいて形成されることなども考え合わせれば,結局のところ,現時点において,太田市が受けた損害額を立証することは極めて困難であるといわざるを得ない。

したがって、本件では、民事訴訟法248条を適用して、上記損害を認 定するのが相当である。

そこで、さらに検討すると、前記のような本件恩賞制度の運用の実態、本件制限違反契約の予定価格及び契約価格等本件に顕れた一切の事情を総合考慮すると、本件恩賞制度により太田市は、本件制限違反契約の各契約価格の3パーセントの損害を受けたものと認めるのが相当である。

そうすると、本件制限違反契約ごとの損害額は別紙6のとおりとなる。

エ したがって、被告市長は、清水聖義に対し、別紙6の損害額欄記載の各金額及びこれに対する同人が専決をした本件制限違反契約に係る各公金の支出日(別紙2の「支出日」欄記載の日)の翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことになる。

#### 3 結論

以上のとおりであるから、原告の本件訴えのうち、被告教育長に対して賠償 命令をすることを求める部分は不適法であるから、これを却下することとし、 被告市長に対する請求は、主文第2項記載の限度で理由があるから、その限度 で認容し、その余の請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判 決する。

前橋地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 小林敬子

裁判官 青野卓也

裁判官中野哲美は、転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 小林敬子

被告に対し求める 上段:工事番号 下段 作為
000円 360万6000円
590万1000円 273万0000円
724万5000円 735万0000円
1000日 829万5000円
51
850万5000円 245万7000円
500万8500円 808万5000円
000円 1102万5000円
1118万2500円 556万5000円
747万6000円 819万0000円
143万4000円 1307万2500円
892万5000円 441万0000円

	519万7500円		472万5000円		1071万0000円		855万7500円		577万5000円		404万2500円		239万4000円
			п									1	
				••••									
			2										
				•••••								*******	
	-		6		F		6		6				
15	519万7500円	22	472万5000円	49	1071万0000円	17	855万7500円	6	577万5000円	[13	404万2500円	99	239万4000円
金員の支払を請求 すること。	賠償命令をするこ と。	金員の支払を請求 すること。	賠償命令をするこ と。	金員の支払を請求 すること。	路償命令をするこ と。	金員の支払を請求 すること。	賠償命令をするこ と。	金員の支払を請求 すること。	賠償命令をするこ と。	時俸人会ナナット	超貨mかか9のC と。	賠償命令をするこ	યાં
清水聖義 (民法709 条)	瀬古多一(地方自治法2 43条の2第1項後段)	清水聖義 (民法709 条)	早川充彦(地方自治法2 43条の2第1項後段)	清水聖義(民法709 条)	正田喜久, 舩山佳之相続   大ら(舩山   舩山   松告市長   松山   松山   松告教育長   松山   (地方自   後表243条の2第1項   後段)	清水聖義 (民法709 条)	正田喜人, 樋口悟(地方 自治法243条の2第1 度 項後段)	清水聖義 (民法709 条)	正田喜人(地方自治法2 43条の2第1項後段)	喜久, 飯島廸雄(地	方自治法243条の2第 1項後段)	林弘二, 舩山佳之相続人ら(舩山 松山、松山、	- 8
清水 (清水) (清水) (東水) (東水)		清水 清水 ( 条 )		被告市長 (条)	正田喜   上田喜   人ら	被告市長 (条)	被告市長 被告教育長 自治	被告市長 (条)	被告市長 正田 被告教育長 43	****** 正田	版古 II 及 方自 被告教育長 1 項	林弘二, 被告市長   5 (舩山	被告教育長   · · ·     徐段
9.0.91	1	00 03			24ないし28		29, 30	31 23	7 7 7		33, 34	0 0 1 1 1 2 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

工事 在 名 工 事 在 名	(甲2	工事施工何い (甲25の1ないし57)	882)	見積微取何い 乙33の1ないし56)	8度(2)	随意英約開札調書 (乙33の1ないし56)	支出5 (甲7.0	支出負担行為決議書 (甲7.0の1ないし57)	田田本	相手方	数的图卷
	決裁者	<b>次</b> 親日	外職份	決競目	決裁者	決裁日	水湖端	決裁日			(税込み金額)
東矢島土地区面整理事業国道354号線歩道切下工事	松島隆三	平成11年4月14日	松島健三	平成11年4月14日	松島健三	平成11年4月22日	岩田博之	平成11年4月19日	平成11年9月10日	株式会社竹内工務所	617万4000円
2.飯塚町2号幹線道路改良工事	清水聖義	平成11年4月30日	情水觀鏡	平成11年4月30日	清水聖装	平成11年5月7日	一盟中	平成11年5月11日	平成11年8月20日	太竜建設株式会社	1118万2500円
3 東矢島土地区画整理事業東矢島2号線道路改良工事	请水聖義	平成11年5月24日	情水聖義	平成11年5月24日	清水聖徽	平成11年5月27日	岩田博之	平成11年5月31日	平成11年10月29日	利根建設株式会社	1102万5000円
4 東矢島土地区画整理事業区画道路6-7号線外道路改良工事	清水聖義	平成11年5月24日	清水聖義	平成11年5月24日	清水聖義	平成11年5月27日	岩田博之	平成11年5月31日	平成11年10月29日	株式会社大光建設工業	924750000FF
5 東矢島土地区画整理事業区画道路6-31号線外道路改良工事	請水聖義	平成11年5月24日	清水聖義	平成11年5月24日	清水豐徽	平成11年5月27日	岩田博之	平成11年5月31日	平成11年11月30日	協和建設株式会社	934万5000円
6 防災間線循環移種及び復旧工拳	松島健川	平成11年6月29日	松島雄三	平成11年6月29日	松島健三	平成11年7月2日	松島健三	平成11年7月5日	平成11年11月10日	株式会社松島造園土木	367万5000円
1 寺井・宮東7号線道路改良工事	松島健三	平成11年6月30日	松島徳三	平成11年6月30日	松島銀三	(協健)	四中	平成11年7月7日	平成11年11月22日	斎藤商事株式会社	556万5000円
8 東新町25号線排水路新設工事	一器中	平成11年6月30日	拉島衛川	平成11年6月30日	松島像三	(陸間)		平成11年7月7日	平成11年9月30日	斎藤商事株式会社	225万7500円
10-	松島健三	平成11年10月18日	松島韓川	平成11年10月18日	拉朗德川	平成11年10月22日	正田喜久	平成11年10月26日	平成12年1月20日	株式会社日研	577755000FE
10 (緊特) 藤阿久町地内舗装後旧工事	请水聖義	平成11年12月2日	清水聖義	平成11年12月2日	清水聖義	平成11年12月7日	- 284	平成11年12月9日	平成12年5月22日	<b>守屋建設株式会社</b>	1176万0000円
11/東矢島土地区画整理專業区測道路6-19号線道路改良工事	清水型義	平成12年2月4日	清水聖義	平成12年2月4日	松島健三	平成12年2月10日	岩田博之	平成12年2月15日	平成12年5月29日	武藏建設株式会社	966万0000円
12-1 (仮称) 太田市島之郷ふれあいセンター・児童館外構電気設備工事	松島健三	平成12年2月10日	松島鎮川	平成12年2月10日	松島線河	平成12年2月14日	金谷泰一郎	平成12年2月14日	平成12年5月29日	志摩電気株式会社	143万4000円
7-21			W 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10				松島韓三	(公職)			360万6000円
13 太田市立駒形小学校アスレチック設置工事	松島健三	平成12年2月18日	松島健三	平成12年2月18日	松島銀三	平成12年2月24日	仮島迪男	平成12年2月23日	平成12年5月10日	有限会社小林工務所	404万2500円
14 又化既保護課詞庫改築工學	情水聖義	平成12年2月28日	济水聖教	平成12年2月28日	清水聖義	平成12年3月1日	松島篠三	平成12年3月2日	平成12年5月29日	塚越建設株式会社	1260万0000円
15 太田市民会即借用地駐車場整備工事	松島福川	平成12年2月28日	松島徳三	平成12年2月28日	松島健三	平成12年3月1日	瀬口多一	平成12年3月2日	平成12年5月19日	持田建設株式会社	519万7500円
16 東矢島土地区画整理事業第60街区外造成工事	清水聖義	平成12年4月12日	清水聖義	平成12年4月12日	清水聖義	(空種)	松島健三	平成12年4月18日	平成12年10月20日	品川建設株式会社	1050万0000円
17 太田市立独戸中学校既存給食室解体等工事	多田雄士	平成12年5月8日	多田雄市	平成12年5月8日	多田雄吉	(公権)	極口悟	平成12年5月15日	平成12年8月10日	有限会社機村工務店	855757500FF
18 東新町1号線他1路線排水路新設工事	多田雄吉	平成12年5月30日	多田雄吉	平成12年5月30日	多田雄忠	平成12年6月2日	松島健三	平成12年6月6日	平成12年11月10日	金井建設株式会社	735万0000円
19] 東矢島土地区面整理事業区画道路6-38号線道路改良工事	多田雄吉	平成12年6月13日	多田雄岩	平成12年6月13日	多田雄吉	平成12年6月15日	松島健三	平成12年6月19日	平成13年1月10日	持田建設株式会社	554万4000円
20 東矢島土地区画整理事業区画道路 6-23号線外舗装工事	多田雄吉	平成12年8月1日	多田雄士	平成12年8月1日	多田雄吉	平成12年8月7日	松島健三	平成12年8月9日	平成13年1月22日	品川建設株式会社	619万5000円
21 太田市民会館大ホール入口タイル改修工事	多田雄士	平成12年8月29日	多田様品	平成12年8月29日	多田雄吉	平成12年8月31日	野口正潔	平成12年9月5日	平成13年1月31日	有限会社小林工務所	747万5000円
22 (仮称) 太田市老人福祉センター多目的広場植栽工事	精水聖義	平成12年10月18日	情水鹽義	平成12年10月18日	清水聖義	平成12年10月23日	金谷泰一郎	平成12年10月23日	平成13年5月21日	阿部間司	1307万2500円
23 市民会館西側アプローチ改修工事	多田雄吉	平成13年1月30日	多田雄岩	平成13年1月30日	多田雄吉	平成13年2月1日	松島健川	平成13年2月1日	平成13年5月10日	有限会社小林工務所	590万1000円
24 太田市民会館大ホール壁及び舞台床改修工事	多田雄吉	平成13年1月31日	多田雄吉	平成13年1月31日	多田雄吉	平成13年2月2日	野口正滋	平成13年2月5日	平成13年5月21日	有限会社小林工務所	819万0000円
25 西長岡愛大塚 1号線道路改良工事	松島健三	平成13年5月7日	高橋正孝	平成13年5月7日	高橋正孝	平成13年5月10日	松島億三	平成13年5月11日	平成13年8月20日	律人并土建有限会社	273万0000H
26 飯垛町地区舗装後旧工事	请水聖義	平成13年5月31日	清水聖義	平成13年5月31日	清水聖義	平成13年6月4日	宫本富太郎	平成13年6月6日	平成13年9月20日	品川建設株式会社	500万8500円
27 東矢島土地区画整理事業 区面道路6-5号線道路改良工事	清水聖義	平成13年5月31日	潜水聖義	平成13年5月31日	清水聖義	平成13年6月4日	松島健三	平成13年6月6日	平成13年9月28日	利根建設株式会社	677万2500円
28 平成13年度 韮川改良住宅K-5棟受水槽取替工等	济水聖義	平成13年5月29日	清水聖義	平成13年5月31日	清水聖義	平成13年6月8日	松島健三	平成13年6月12日	平成13年9月28日	株式会社トーカイ	766万5000円
29 東矢島土地区画整理事業区画道路8,4-1号線外舗装工事	消水開鐵	平成13年6月27日	清水聖義	平成13年6月27日	清水聖義	平成13年7月4日	松島健三	平成13年7月6日	平成13年11月12日	品川建設株式会社	651万0000円
30 清穏センター溶融炉外構工事	情水聖義	平成13年7月26日	请水聖鏡	平成13年7月26日	清水聖義	平成13年7月31日	宫本富太郎	平成13年7月31日	平成13年12月20日	協和建設株式会社	808755000FF
_	請水聖義	平成13年7月26日	清水聖義	平成13年7月26日	清水聖義	平成13年7月31日	宮本富太郎	平成13年8月2日	平成14年2月28日	品川建設株式会社	2551万5000円
32 (繁特)管型第D工区工事	情水聖義	平成13年7月26日	請水聖義	平成13年7月26日	湖水脂粉	平成13年7月31日	宮本富太郎	平成13年8月2日	平成14年2月12日	利根建設株式会社	2478750000FF
33 西野谷堀ノ内10号線道路改良工事	济水聖義	平成13年9月27日	端水脂凝	平成13年9月27日	清水聖義	平成13年10月1日	松島龍三	平成13年10月3日	平成14年2月20日	网束建設工業株式会社	504万9000円
34 東矢島土地区面整理事業 区画道路6-15号線外舗装工事	进水脂酸	平成13年10月1日	清水聖義	平成13年10月1日	清水鹽機	平成13年10月10日	松島鹿川	(空橋)	平成14年2月28日	利根雅設株式会社	850万5000円
35/島山脇屋1号幹線道路改良附帯工事	情水聖義	平成13年9月27日	清水聖義	平成13年9月27日	清水聖義	平成13年10月1日	松島健三	平成13年10月3日	平成14年5月28日	関東建設工業株式会社	724万5000円
	待水聖義	平成13年10月4日	清水聖義	平成13年10月4日	清水聖義	平成13年10月15日	松島健三	平成13年10月17日	平成14年3月28日	大沢建設株式会社	735万0000円
37 (仮称) 東矢島3号公園基盤整備工事	清水聖義	平成13年10月12日	清水墾義	(弥積)	清水瓢蘂	平成13年10月23日	松島健三	平成13年10月25日	平成14年5月28日	持田建設株式会社	892755000FI
38]天神公園再整備(植栽)工事	请水聖義	平成13年11月7日	清水階級	平成13年11月7日	清水鹽業	平成13年11月12日	松島健三	平成13年11月14日	平成14年5月28日	株式会社山田植物園	708万7500円
39]東矢島土地区画整理事業 区画道路 6-4号線外道路改良工事	清水聖義	平成13年11月16日	塔水蝦鐵	平成13年11月16日	清水聖義	平成13年11月22日	松島健三	平成13年11月27日	平成14年9月20日	利根雅設株式会社	1102万5000円
40 東矢島土地区南整理事業 区画道路6-3号線道路改良工事	滑水型義	平成14年5月29日	语水配数	平成14年5月30日	清水聖義	平成14年6月10日	木村一郎	平成14年6月12日	平成15年1月10日	協和建設株式会社	1375万5000円
41次田市総合バスターミナル整備事業外が設置工事	情水聖義	平成14年6月12日	清水聖義	平成14年6月14日	清水聖儀	平成14年6月19日	野口正常	平成14年6月21日	平成14年11月20日	有限会社川田電気商会	1155万0000円
42.果天陽土地区幽整理事業。高林・東矢島線道路改良工事	清水脂酸	平成14年6月11日	清水聖義	平成14年6月12日	清水聖義	平成14年6月20日	*村一郎	平成14年6月21日	平成14年10月20日	品川建設株式会社	829755000FI
43円戸・重田ン小黎高路投収日歩 - 井子町・山町 - 井子町・山町田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	作不能機	平成14年8月7日	第大語数 はっぱん	平成14年8月15日	清水聖義	平成14年8月23日		平成14年8月26日	平成15年3月20日	小林羅設工業株式会社	966万0000円
	田不能機	日67日01世年17日十	二 人能機	平成14年10月21日	音水能数	平成14年11月5日	★押 1 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	平成14年11月6日	平成15年3月10日	右降道設殊以沿行	945.750000H
45.果大路上地区围绕驻中米 部/街区外面成上中,一个个、10.8年30年30年30年30年30年30年30年30年30年30年30年30年30年	有不能数	HK7401441044	所不能機	平成14年11月5日	指水蜡橡	平成14年11月11日	米村一部	平成14年11月12日	平成15年5月27日	品川館政殊式祭社	1186.755000H
467元6815数分道治治物でついて、	信水聖教	平成14年11月13日	(	平成14年11月18日	情水聖義	平成14年11月27日	石原康男	平成14年11月27日	平成15年5月12日	石川土雅株式会社	892万5000H
41 商标·深锡 2 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	在水脂物	平成14年11月13日	有水脂酸	平成14年11月18日	信水脂機	平成14年11月26日		平成14年11月27日	学成15年4月21日	利根強股係式会社	913万5000H
40 十日共命二等在の第下大法統領と第四代後の確認十二世	白が果む	双件1/年11月20	か日本日本	平成14年11月13日	国和日本	1001年11年21日本	白原原治	107 H 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	Tuch164-4711	你以近在及老	441.70000FT
この下で大幅版との総数を設めて、対	が大田袋	平成14年11月12日	は小田路	10日の日本11日の四	はか開発	平成14年12月12日	Manual A	五十二十二十二十二二二	四位15年5月7日	口房上来を大利的	10000E0001
このではながられるのでは、これを対して、これを対して、これを対して、対対には、対対には、対対には、対対には、対対には、対対には、対対には、対対に	が出る。	五十二十二十二十二十二二十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 3	平成15年16月6日	2000年	五015年1月37日	\$ 0 to 4	平成15年1月14日	本は15年5日7日	1年年以上米やスガロ 鉄等市上新株が今本	\$507E5000E
52. 馬山松屋1号幹線歩道植栽(分割4号)工事	木村一部	平成15年2月17日	高橋正孝	平成15年2月17日	海插下林	平成15年2月21日	本村一田	平成15年2月24日	平成15年4月21日	株式会社あづま活躍十木	245757000H
53 西新町・中根2号線外1路線排水路改良工事	潜水型器	平成15年6月23日	清水聚雜	平成15年6月26日	強大組織	平成15年7月2日	** ** **	平成15年7月3日	平成15年11月20日	石川建設株式会社	680万4000円
54 八王子山公園墓地管理事務所屋根塗裝改修工事	木村一郎	平成15年11月21日	作吉弘	平成15年11月28日	竹吉弘	平成15年12月3日	木村一郎	平成15年12月4日	平成16年3月22日	有限会社竹内微装微料	208万9500円
55 平成15年度 福祉工場建設に伴う外構工事	早川充彦	平成15年12月22日	作書品	平成15年12月22日	松岩弘	平成15年12月26日	阜川充彦	平成15年12月26日	平成16年5月20日	守屋建設株式会社	472万5000円
56 金山青年の家土留整備工事	松山佳之	平成16年3月5日	价吉弘	平成16年3月5日	竹吉弘	平成16年3月10日	松山佳之	平成16年3月11日	平成16年5月27日	石橋建設工業株式会社	239万4000円
57 平成15年度太田市清掃センター3号鉄劫炉外壁塗装工事	宮本富太郎	平成16年3月24日	宮本富太郎	不明	宮本富太郎	不明	宮本富太郎	平成16年3月25日	平成16年5月20日	有限会社竹内塗装塗料	357万0000円
										契約価格合計	4億6594万8000円

0
6.5
箔
高
0

	原告の主張	(新 ① 本件工事の受注業者である株式会社竹内工務所が優良であることが証明されていたことに 事 ついては争う。本件契約がなされた前年の平成10年度の同社の検査評点打5.91点であ り全業者の平均75.34点と比べて特に高いわけではない。また、本件契約がなされた平成 11年度は73.94点と業者の平均75.35点を2点以上も下回っているのである。こ がでは優良とはいえない。仮に、この程度の検査評点で優良であるとするならば、優良業者は 多数存在するから、施行令2号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とす る物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他契約でその性 質文は目的が競争入札に適しないものをするとき。」にはなりえない。 ② 施行令5号の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが できる見込み」の存在が必要であるが、本件契約時の起案文書(甲25の1)には随意契約に よる削減額を記載する欄が設けられているが、そこに削減額の記載がない。有利価格の検討な ことであり、施行令5号の事情にはならない。 ことであり、施行令5号の事情にはならない。 ことであり、施行令5号の事情にはならない。 ことであり、施行令5号の事情にはならない。 ③ 本件契約時の起案文書(甲25の1)には、随意契約理由が本件題貸削度、業者選定理由 が株式会社竹内工務所と記載されているのである。同社の随意契約権行使に応じることが随意 契約の理由であったことは明らかである。	<ul> <li>① 本件工事の受注業者である太竜建設株式会社が優良であることが証明された業者であることについては争う。本件契約がなされた前年の平成10年度の同社の検査評点は75.36点であり,全業者の平均75.34点と比べて特に高いわけではない。また,本件契約がなされた平成11年度は75.76点と全業者の平均75.93点を下回っているのである。あたは,工事番号100の後段と同様。</li> <li>③ 施行令5号については,工事番号1000と同様。</li> <li>③ 随意契約の理由については,工事番号1000と同様。</li> </ul>	<ul> <li>① 被告らは「起案文書に記載がない」というが、起案文書が存在し、随意契約理由「恩賞制度」、業者選定理由「利根建設」と記載があることは明らかである。</li> <li>② 被告らは、工事番号1の工事と同じ工事であると主張している。仮に、工事番号1の工事が施行。</li> <li>が施行そ2号に該当したのであれば、その「当該契約の目的、内容に照らしそれた相応する資力、信用、技術経験等を有する業者を選にしての者との間で契約を締結」(昭和62年3月2月1日最高裁判所判決)したはずである。そうであれば、本件工事も必然的に工事番号1の工事と与に対抗なされるはずである。しかし、工事番号1の工事については株式会社竹内工務所と契約がなされるはずである。しかし、工事番号1の工事については株式会社竹内工事、本件工事ともに施行令2号の随意契約理由がなかったことは明らかである。</li> <li>③ 施行令2号の位置を表別するのである。</li> <li>③ 施行令5号については、工事番号1の②と同じ業者とは明らかである。</li> <li>④ 随意契約の理由については、工事番号1の③と同様。</li> </ul>	① 本件工事の受注業者である株式会社大光建設工業が優良であることが証明された業者であることについては争う。本件契約がなされた前年の平成10年度の同社の検査評点は73.30点であり、全業者の平均75.34点と比べて2点以上も低い。これでは優良業者とはいえない。 施行令2号については、工事番号3の②と同様。 第行令5号については、工事番号1の③と同様。 働行令5号については、工事番号10③と同様。	<ul> <li>本件工事の受注業者である協和建設株式会社が優良であることが証明された業者であることについては争う。本件契約がなされた前年の平成10年度の同社の検査評点は75.75点であり、全業者の平均75.34点と比べて特に高いわけではない。これでは優良業者とはいえない。</li> <li>施行令2号については、工事番号3の②と同様。</li> <li>施行令2号については、工事番号1の②と同様。</li> <li>施行令5号については、工事番号1の②と同様。</li> <li>随行令5号については、工事番号10②と同様。</li> <li>随行令5号については、工事番号10③と同様。</li> </ul>
被告らの主張	/ た具体的な事情	優秀と認められた業者は品質管理,製造管理,工程管理,施工技術等が検査の結果において優良であることが部明されており、公共工事の良好な品質を確保することにより、耐久性の向上から長期的に維持管理費の軽減、利用者への安全性の確保などから総合的に歳出に有利と考える。しかし、これらの事由は、施行令2号に該当するとも考えられる。	工事番号1と同様。	起案文書に記載がないが,工事番号1と同様。		工事番号1と同様。
	(2)地方自治 法施行令1 67条の2 の該当号数	中中 中中	0.02 中中	20 中中	2 2 3 4 4	00 00 opt opt
		東矢島土地区画整理事業国道354号線歩道切下工事	飯塚町 2 号幹線道路改良工事	東矢島土地区画整理事業東矢島2号線道路改良工事	4 東矢島土地区画整理事業区画道路 6 -7号線外道路改良工事	5 東矢島土地区画整理事業区画道路 6 一 3 1 号線外道路改良工事

<ul> <li>施行令5号に該当するといえるためには、あらかじめ「時価に比して着しく有利な価格で契約を締結することができる見込み」の存在が必要がある。仮に、競争入札をすると損害が生じるおそれがあったとしても、それを金銭に換算できない以上著しく有利な価格にはなりえない。そもそも、被告らのいう損害は金銭に換算できない以上著しく有利な価格にはなります。他告らのいう損害は金銭に換算できないものではない。金銭に換算すると「時価に比して着しく有利な価格」ではないことが明らかになってしまうため、あえて換算しないのである。</li> <li>被告らのいう事情はどれも、施行令2号に該当するものではない。</li> <li>随意契約の理由については、工事番号1の③と同様。</li> </ul>	① 本件工事の受注業者である斎藤商事杯式会性が愛良である。これ。近の4717年17年27年27年27年27年27年27年27年27年27年27年27年27年27	工事者号7と同様。	上中省 J C C In Mose	被告らのいう事情な公共工事として当然のことにあり、周17日施行令5号については、工事寄与1の②と同様。随意契約の理由については、工事寄与1の③と同様。	<ul><li>(1) 施行令2号については、上争省ち3の他に内容。</li><li>(2) 施行令5号については、工事番号1の②と同様。</li><li>(3) 随意契約の理由については 、工事番号1の③と同様。</li></ul>	0 之回來。	<ul> <li>○ 本件工事が木製のアスレチックの設置工事であり、一般的/な近兵にあってたファムを与う。木製のアスレチックは県内にも数多く設置されており一般的な遊具である。</li> <li>○ 安全性を第一に考えることは公共工事として当然のことであり、施行令2号に該当するものではない。</li> <li>○ 随意契約の理由については、工事番号1の③と同様。</li> <li>○ 随意契約の理由については、工事番号1の③と同様。</li> </ul>	V 3.4 11.W	<ul> <li>▼ ③ 3割以上経費が削減できることだついてはすり。本件上事の欧町並被は、ためられた。ないますが削減できることについて算定したけれども、再現できないというのである。そのような価格に客観性はない。仮に、設計金額から3割削減できるとしても当該業者でなければ削減できないのでなければ、施行令5号の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込み」があるとはいえない。しかも、被告らによって時価との関係は何ら主張立証されていない。</li> <li>② 随意契約の理由については、工事番号1の③と同様。</li> </ul>
太田市総合防災訓練の開催に伴い樹木移植、グランドの芝張替えなど、会場の準備と復旧を短期間に完了させ、その後のグランドを速やかに利用者に開放することから土木皮び造園工事が可能で優良と認められた企業が施工することにより、樹木や芝の枯損、グランドの整備等、長期的に維持管理費が安価ですむ他、工事に手直しなどが発生した場合、利用者に与える障害など金銭に換算できない損害が生ずる。これらの事由は施行令2号に該当するとも考えられる。	工事番号1と同様。	工事番号1と同様。	地域住民が様々な目的で利用する集会所の敗級トイレに文庫できた しから、利用者の不便だけでなく類域の悪化から早急な対応が追されるこ とから、専門業者の施工により短期間で完全な施工を行うことが、施 工後の維持管理異の軽減及び工事に手直しなどが発生した場合、利用 者に与える障害など金銭に換算できない損害が生ずる。これらの事由 は、施行令2号に該当するとも考えられる。	工事番号1と同様。	工事番号1と同様。	工事番号1と同様。	<ul><li>の、一般的な遊具と異なるご 経験等を有し、木工を扱う を第一に考える。起案文書 2号に該当すると考える。</li></ul>	文化財保護に係る倉庫が緊急に改築が迫られ、平成12年2月22 日に起案し、同年3月24日には完成させなければならない短期間工事であり、資力、信用、技術、経験等を有する優秀な業者を選定し、短期間で安全に完成させなければならない。	駐車場の整備工事は内容により通常は土木経費又は造園経費で諸経費を計上するが約3割以上諸経費を削減できる。
で 2 中 中	22 岩岩	5年27年	22年	25年	25市市	20公司	29年	् ar	S dr
6 防災訓練権裁移植及び復旧工事	7 寺井・宮東7号線道路改良工事	8 東新町25号線排水路新設工事	9 市場一区集会所浄化槽設置工事	10 (緊特)藤阿久町地内舗装復旧工事	11 東矢島土地区画整理事業区画道路 6 -19号線道路改良工事	12 (仮称) 太田市鳥之郷ふれあいセンター・児童館外構電気設備工事	13 太田市立駒形小学校アスレチック設置工事	14 文化財保護課倉庫改築工事	15 太田市民会館借用地駐車場整備工事

<ul><li>⑤ 割以上経費が削減できることについては争う。理由は、工事番号150①と同じ。</li><li>⑥ 随意契約の理由については , 工事番号10③と同様。</li></ul>	<ul> <li>① 本件工事を受注した有限会社機材工務店が給食室の構造を熟知した建築企業であることは 不知。仮に、同社が給食室を建築した業者であったとしても、建築時から相当の期間が経過しているから構造を熟知しているとはいえない。また、一般的には、解体作業は建築業者よりも解体業者の方がふさわしく、工期の短縮を図れる。</li> <li>② 施行会4号に該当すると認められるときとは、「一般競争人札又は指名競争入札に付するときは、ともに不信用又は不誠実の者が入札に参加し、かえって普通地方公共団体が損害を蒙るおそれがあるとこ認められるときとは、かえって普通地方公共団体が損害を蒙るおそれがあると思められるとき等」をいうのである。被告らのいう事情はどれも施行令4号の事品に該当しない。</li> <li>③ 随意契約の理由にいては、工事番号1の③と同様。</li> </ul>	工事番号10と同様。	工事番号5と同様。	工事番号5と同様。	<ul> <li>① 早急な改修の必要性に関わる事情の存在は不知。仮に、そのような事情が存在したとしても、会館に近接した業者でなければ施工できないような内容ではない。</li> <li>② 工事番号23の工事では有限会社小林工務所が市民会館に近接した業者として選定されているのである。仮に、本件工事が市民会館に近接した業者でなければ施工できないような内容であったとしても、有限会社小林工務所だけが市民会館に近接しているわけでもないから、施行令2号には該当しない。</li> <li>③ 3割以上経費が削減できることについては争う。理由は、工事番号150①と同じ。</li> <li>④ 施行令5号の該当性については、工事番号150①と同様である。</li> <li>⑤ 随意契約の理由については、工事番号10③と同様。</li> </ul>	① 本件工事が施工上の経験と技術を特に必要とするものであり、現場に精通した企業に施工させる必要があったことについては争う。本件工事は一般的な植栽芝張工事である。受注した阿部園司が施工上の経験と技術を特に有し、かつ、現場に精通した企業であることも争う。被告らは、「特に」の内容について向ら主張・立証していない。 ② 随意契約の理由については、工事番号10③と同様。	工事番号21と同様。	<ul><li>① 特殊な技術を要する工事であったことについては争う。随意契約とするためには受注した有限会社小林工務所しか工事ができないという特殊性が必要であるが、そのような特殊性は何ら主張立証されていない。また。一方で被告らは工事番号23のアプローチ改修工事と併せて施工するために有限会社小林工務所を選定したと両立しない主張をしているのである。</li><li>② 随意契約の理由については、工事番号10③と同様。</li></ul>	<ul> <li>① 安全確保と環境改善が急務であったことについては争う。仮に、そのような事実があったとしても、それは施行令2号には該当しない。むしろ問題となるとすれば施行令3号談当性であるが、道幅が狭く排水側溝がないことは競争入札ができなくなるほどの緊急性ではない。また、受往した準八井土建有限会社が現場に隣接していること及び現場の状況に精通していたは不知ではたない。そのような事実があったとしても、同社だけが施工現場に隣接して知場の状況に精通していたわけではないから、施行令2号には該当しない。また、相応する資はなり得ない。</li> <li>③ 随意契約の理由については、工事番号1の③と同様。</li> </ul>	① 本件工事は一般的な舗装工事であり契約の性質、目的が施行令2号に該当するものではない。また、既に、被告らも主張するように仮舗装をしているのであるから、競争入札ができないほどの緊急性も存在しない。 ② 随意契約の理由については、工事番号1の②と同様。
通常の土木積算経費を約6割以上諸経費を削減できる。	7解体を行い,屋内運動場を建設するため,構造を選定し工期の短縮と安全,円滑かつ適切な施工を選定し工期の短縮と安全,円滑かつ適切な施工	工事番号1と同様。	工事番号1と同様。		ルが経年老化により破損が著しく,非利用者の安全確保のため早急に改修が、近接し、直ちに施工可能な業者を選定、り3割以上削減している。起案文書、約適用条文が施行令5号とされている、元られる。	地被類の植栽を一定の期間に広範囲に施工し、枯損させることなく 翌年度の利用に供するため、相当の管理が要求されるため、施工上の 経験と技術を特に必要とし、現場に精通した企業に施工させる必要が ある。起案文書(甲25の22)に随意契約適用条文の記載がないが 施行令2号に該当すると考える。	市民会館に連絡するアプローチ部分のコンクリート平板プロックの破損が著しく、非常に危険であるため危険回避と利用者の安全確保のため早急に改修が必要であることから、当会館に近接する優良業者を選定する。起案文書(甲25の23)には、随意契約適用条文が施行令5号とあるが、施行令3号とも2号とも考えられる。	め、内装の改修と舞台床の表面 業者選定を行う。これらは「演 施行令2号とも考えられる。	地域の生活道路であるが、道幅が狭く排水側溝がないため安全確保と環境改善が急務であり、これらの目的と内容に照らし、相応する資力、信用、技術、経験等を有し、当施工現場に隣接し現場の状況等に精通した業者を選定し、工期の短縮を図る。	住宅密集地域の生活道路の舗装が凹凸と亀裂により水が溜まり危険であることから、現場状況を熟知し、直ちに対応できる業者を選定する必要がある。
5中	4 고마	5号	25年	25年	ら co co 中 中 中	2年		25年	C2 吓	2号
			19 東矢島土地区画整理事業区画道路 6 - 3 8 号線道路改良工事						25 西長岡愛大塚 1 号線道路改良工事	26 飯塚町地区舗装復旧工事

<ul><li>(① 同時期,同規模,同種の工事で,30名以上の業者が太田市によって工事の施行能力があると判断されて入札指名を受けている。施行令2号に該当しないことは明らかである。</li><li>(② 随意契約の理由については,工事番号10③と同様。</li></ul>	<ul><li>① 本件工事は一般的な受水槽取替工事であり施行令2号には該当しない。また、被告らは受水槽を朽化による漏水のため取り替ると主張していたのである。老朽化であれば事前に計画が可能であり競争入札ができないほどの緊急性を有することもない。</li><li>② 随意契約の理由については、工事番号10③と同様。</li></ul>	<ul> <li>① 本件工事を受注した品川建設株式会社だけが現場状況に精通していたことは不知。区画整理内の一部にインターロッキング工事を施工するのは、一般的な工事であり施行令2号には該当しない。</li> <li>② 通常の工事経費から3割以上削減した設計金額であることは争う。客観性を有する設計金額を削減することはできない。また、予算は一体性を有するものであるから、本件工事だけが3割削減しなければならない事情はない。予算残額を十分あったことが確認されている。</li> <li>③ 随道契約の理由については、工事番号1の③と同様。</li> </ul>	<ul> <li>① 本件工事が通常の競争入札の場合より予定価格を削減したことについては争う。太田市では予定価格の前提となる設計金額に客観性がない。仮に予定価格が削減されていたとしても、本件工事は一般的な外構工事であり、施行令2号には該当しない。</li> <li>② 限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定することは公共工事では当然のことであり、いずれの随意契約理由にもならない。</li> <li>③ 随意契約の理由については、工事番号10③と同様。</li> </ul>	工事番号27と同様。	工事番号27之同様。	<ul><li>① 左記の事情の存在は不知。本件工事は一般的な道路工事であり、仮に左記の事情があったとしても、施行令2号には該当しない。</li><li>② 随意契約の理由については、工事番号1の③と同様。</li></ul>	工事番号33と同様。	<ul> <li>① 合併積算がなされたこと及びそれによって116万5500円が削減されたことについては争う。太田市には当時の積算ソフトが残っておらず積算が再現できないのではないか。積算が再現できなければ、合併積算がなされたことは解らないはずである。</li> <li>② 被告らのいう工期の短縮、経費の削減は、施行令4号に該当しない。むしろ、施行令5号の核当性が問題とならが、通常の競争入札で正当な競争がなされていれば予定価格の80パーとして契約できる見込みがあるのだから、116万550円が削減では有利価格ともいえない。</li> <li>③ 臨暑型熱の理由については、工業巻号10%と同様</li> </ul>	工事番号33と同様。
区画整理内の施工上の経験と知識を必要とし、これらの目的と内容に照らし、相応する資力,信用,技術、経験等を有し、現場の状況等に精通した業者に施工させる必要がある。	<u> 既設受水槽ステンレスパネル溶接部から漏水が発生し、緊急に経</u>	区画整理内の一部にインターロッキング工事を施工するものであり, 現場状況に精通するとともに予算の関係から通常の工事経費から3割以上削減した設計金額により完全履行が可能な業者を選定する。	導線の確保を通常の競争入 予算の範囲で施工すること 知識,技術力を生かし,工 駆使し,完全な履行が可能	地域住民の 3 2/ハーセンド) 地域住民の生活に供うるための下水道工事を通常の競争入札の場合 より予定価格を削減し、限された予算の範囲で施工することから、現 場の状況に精通し、過去の経験や知識、技術力を生かし工程管理、安 全管理、品質管理、機動力等を駆使し、完全な履行が可能な業者を選 定する。	地域住民の生活に供するための下水道工事を通常の競争入札の場合 より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で施工することから、現 場の状況に精通し、過去の経験や知識、技術力を生かし工程管理、安 全管理、品質管理、機動力等を駆使し、完全な履行が可能な業者を選 定する。	活道路であるが、道幅が狭く不便と危険であることから, が急務であり、現場の状況等に精通した業者を選定し, 工 図る。	区画整理内の生活道路が未舗装のため隣接住民に粉塵、飛び石など 支障をきたすため早急に対応する必要があり、区画整理内の施工上の 経験と知識を要し、現場の状況等に精通した業者に施工させる必要が ある。 (予定価格 92パーヤント)	現に契約履行期間中の施工業者に履行させることにより,工期の短縮,経費の削減ができる等の有利性が認められる。合併積算による削減額116万5500円。(予定価格 92パーセント)	地域の生活道路であるが、道幅が狭く排水側溝がないため安全確保 と環境改善が急務であり、当施工現場に膝接し現場の状況等に精通し た企業を選定し、工期の短縮を図ると共に通常の競争入札の場合より 予定価格を削減し、限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を 選定する。
25 岩	52 III	5. 此	2. 年	2号	2.4	2名	2号	44 라	2. 中
27 東矢島土地区画整理事業 区画道路 6 - 5 号線道路改良工事	28 平成13年度 韮川改良住宅K-5 棟受水槽取替工事	29 東矢島士地区回整理事業区画道路8,4-1号線外舗装工事	30 清掃センター溶融炉外構工事	31 (緊特)管渠第2工区工事	32 (聚特) 管渠第D工区工事	33 西野谷堀ノ内10号線道路改良工事	<ul><li>34 東矢島土地区面整理事業 区画道路</li><li>6-15号線外舗装工事</li></ul>	35 鳥山脇屋 1 号幹線道路改良附帯工事	36 下狹田·長田1号線他道路改良工事

H 钟 如	工事番号33	日中年 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	上事番与30	A1111		<ul> <li>(1) 被告らのいう事情は公共上争として当然のことにあり、いる。</li> <li>(2) 予定価格の削減については、工事番号30の①と同様。</li> <li>(3) 限られた厳しい予算については、工事番号300②と同様。</li> <li>(4) 配置契約の理由については、工事番号10③と同様。</li> </ul>	工事番号30と同様。 - 工事番号30と同様。 	9な経の800	11等執中30	排水 工事番号30と同様。 である 5.共に 6囲で
地域住民が計画、立案した「地域手づくり公園」であり、提案内容をスムーズに工事に反映させることが要求されることから、地域内において現場の状況に精通し、かつ通常の競争人札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定する。	(すび価格 92パーで、ド) 大木を時期や30条条件を考慮し、枯損させることなく完全に移植させるため、準備から施工、移植後の管理まで特殊な経験と知識、技術を必要とし、現場の状況等に精通した業者を選定する。 (予定価格 92パーセント)	区画整理内の施工上の経験と知識を必要とし、相応する資力,信用、技術,経験等を有し、現場の状況等に精通した業者であり,か、通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲完全な履行が可能な業者を選定する。 (冬定価格 92パーセント)	N要とし、工場 ため、相応する 高した業者であ 限られた予算	バスターミナルの夜間利用者の安全と防犯のため、早急に対応でき、かつ通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定する。 (予定価格 90パーセント)	通常の工事経費から3割以上削減した設計金額であり、かり面もの競争人札の場合より予定価格を削減し、限られた厳しい予算の範囲において、相応する資力、信用、技術、経験等を有し、現場状況に精通し完全な履行が要求される。	地域の生活道路であるが、路面の亀裂等により非常に危険であるため早急に対応するほか、通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定する。 (予定価格 92パーセント)	区面整理内の生活道路が未舗装であるほか、用水路と隣接するが防護柵が未整備のため転落の危険があり、安全対策が急務であり、舗装体制を整え、かつ防護柵設置工事を同時施工でき、通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定する。	区画整理事業に伴い、7か所に点任する地権者の對作地を一月に対作可能な状態に復元しなければならないことから相応する資力,信用、経験、機動力等が要求される。また、通常の土木工事に相当する半額程度の厳しい予算の範囲内で完全履行が可能な業者を選定する。	住宅街の歩道に段差が生じ歩行者が危険であるため安全を確保するほか、車道舗装面の延命処理を早急に施工する必要がある。また、通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定する。 (3元本な、92パーセント)	14年間であるが、道幅が狭く通行が危険であるほか、排水 地域の生活道路であるが、道幅が狭く通行が危険であるほか、排水 側溝がないため環境が悪化しており安全確保と環境改善が急務である ため、現場の状況等に精通した業者により、工期の短縮を図ると共に 通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で 完全な履行が可能な業者を選定する。 - 77-
2 中	2号	2号	5. 中	2号	5.	25号	2 岩	5 년	2 年	2. 中
37 (仮称) 東矢島3号公園基盤整備工事	38 天神公園再整備(植栽)工事	39 東矢島土地区画整理事業 区画道路 6-4号線外道路改良工事	40 東矢島土地区画整理事業 区画道路6-3号線道路改良工事	41 太田市総合バスターミナル整備事業 外灯設置工事	42 東矢島土地区画整理事業 高林・東 矢島線道路改良工事	43 古戸・細田2号線道路改良工事	44 東矢島土地区画整理事業 矢管道3 号線外道路改良工事	45 東矢島土地区画整理事業 第7街区 外造成工事	46 九合81号線外道路補修その2工事	47 高林・梁場5号線道路改良工事

工事番号30と同様。	(1) 被告らのいう事情はどれも施行令4号に該当し得ない。 (2) 限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定することは公共工事では当然のこと (であり, いずれの随意契約理由にもならない。 (3) 随意契約の理由については, 工事番号1の③と同様。	工事番号 3 0 と同様。	工事番号30と同様。	① 樹木を直ちに用意する必要があったことについては争う。被告ら主張によれば,鳥山脇屋1号幹線整備の年次計画による工事実施なのだから、緊急に樹木が必要となったわけではない。仮に、そのような事実があったとしても、施行令2号に該当するものではない。② 随意契約の理由については,工事番号1の③と同様。	工事番号 3 0 と同様。	工事番号33と同様。	① 施行令4号該当性については、工事番号35の②と同様。 ② 被告らは、本件工事も本件恩賞制度で守屋建設株式会社を選定をしたという。同社の随意契約権行使に応じることが随意契約の理由であったことは明らかである。	① 施行令3号の「緊急の必要とは、たとえば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合である。」。本件では、秋から崖が崩れ始めたにもかかわらず、施工伺いが平成16年3月5日、契約が同月11日であり、その間半年以上もある。競争入札に付している時間がないほどの緊急性は認められない。 ② 被告らは、本件工事も本件恩賞制度で業者選定をしたという。そして、本件工事は他の施行令3号を理由とする随意契約司様、年度末に行われている。随意契約権を行使した石橋建設工業株式会社と年度内に随意契約司様、年度末に行われている。随意契約権を行使した石橋建設工業株式会社と年度内に随意契約百様、年度末に行われている。随意契約権を行成した石橋建設工業株式会社と年度内に随意契約をしなければならない緊急性があったに過ぎない。	
一級河川の側道に防護柵がなく、転落の危険があり早急に安全対策をとる必要があるため、当施工現場に隣接し現場の状況等に精通した企業を選定し、工期の短縮を図ると共に通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定する。	(予定価格 92パーセント) 公共施設の浄化槽が老朽化により支障をきたしているため緊急に改修する必要があり、専門業者の経験、知識、技術力により工期を短縮し、かつ通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定する。	14年間、1857、127、12年の株く通行が危険であるほか、排水 地域の生活。257、12年の株く通行が危険であるほか、排水 側溝がないため環境が悪化しており安全確保と環境改善が急務である ため、現場の状況等に精通した業者により、工期の短縮を図ると共に 通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で 完全な履行が可能な業者を選定する。 (予定価格 92パーセント)	地域の生活道路であるが,道幅が狭く通行が危険であるほか,排水 側溝がないため環境が悪化しており安全確保と環境改善が急務である ため,現場の状況等に精通した業者により,工期の短縮を図ると共に 通常の競争入札の場合より予定価格を削減し,限られた予算の範囲で 完全な履行が可能な業者を選定する。	幹線道路の整備工程の部分により、常緑樹を冬季に植栽し供用開始を図るため、専門技術と経験、知識を必要とし樹木を直ちに用意する必要がある。 (予定価格 92 6パーセント)	工場と民家が混在する基幹道路であるが、路肩の段差が著しく非常に危険であるほか、排水施設が無いため不衛生の現状であり、早急な対応が必要であることから直ちに対応できる機動力と経験、知識を要し工期の短縮を図ると共に通常の競争入札の場合より予定価格を削減し、限られた予算の範囲で完全な履行が可能な業者を選定する。(予定価格 92パーヤント)	管理事務所が13年の経過による老朽化により雨瀟りが生じ、施設 管理及び利用者に著しく支障をきたすため早急に改修する必要がある ため,直ちに施工体制をとることのできる専門業者を選定する。	本体工事と密接に関連する付帯的な工事であり、建設機械や仮設備 が引き続き利用でき、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切 な施工が確保できる等の有利がある。	公共施設の裏斜面が崩壊し利用者が危険であるため緊急に土留め工事をする必要があり, 短期間で安全対策が可能な機動力のある近接業者を選定する。	施設の外壁タイルが老朽化により剥離落下を生じ、歩行者や車輌を 直撃する危険性があるため、緊急に改修工事の必要があり,直ちに安 全対策と改修工事に着手できる専門業者を選定する。
C2 市	4	22中	2名	52	23年	2号	4号	8 마	89 관
48   下浜田牛沢線防護柵 (ガードレー )) 設置工事	49 太田市金山青年の家下水道接続工事及び浄化稽撤去工事		51 細谷・西新町1号線道路改良工事	52 鳥山脇屋1号幹線歩道植栽(分割4号)工事	53 西新町・中根2号線外1路線排水路 改良工事	54   八王子山公園墓地管理事務所屋根塗 装改修工事	55 平成15年度 福祉工場建設に伴う 外構工事		57 平成 1 5年度太田市清掃センター3 号焼却炉外壁塗装工事

か対象ンセス語令(砂洋茶型思報母入村、か会が、) (別紙4)

r 設計価格を前提とする平均落れ率(%)	95. 69	89. 22	3   90.11	89.08	3 89. 28	9 86.78	3 90.39	7   90 03
予定価格を前提とする る平均落札率(%)			95. 16	93, 55	94. 08	90. 36	90. 76	77 60
案件数	234	298	289	328	269	222	381	
年度	平成11年度	平成12年度	13年	14年	15年	16年	17年	亚柏苏村 索 (%)

案件数 予定価格を前 る平均落れ率	0	30	53	42	26	32	0	
提とす   設計価格を前提とす   (%)   る平均落札率(%)			87. 82 83. 39	79. 17 75. 35	80. 53 76. 72	38	0  0	NA 07

なお,平均落札率の算出に当たっては,各年度ごとに,平均落札率に案件数を乗じ,それらの和を案件数の和で除した。(小数点第2位以下切捨て)

東大海上地区 施設 選手 施工		624774350H 1164770175 H 1164770175 H 96375850H 97575850H 37775850H 37775850H 58774175 H 58276175 H 58276175 H 98874915 H 5827650H 58277525 H 58277525 H 58277525 H 58277525 H 58277525 H 58277525 H 5827750 H	51972883H 101979193H 101979193H 89379178H 34977839H 52675416H 52675416H 52675416H 52675416H 52675416H 52675416H 11157061H 49471112H 494771112H 113771112H 11377611112H 113776112H 1137761	-387311178 -387330179 -207323977 -207323471618 -17770618 -10713637 -10713637 -9784678 -9784678 -9784678 -24784978		-10072429F -13677546F -12579588F -5572308 -8574338 F -577230F -8779962F -13970444F -13970444F -13970444F -13970444F -13970444F -139704468F -13970444F -1397044F -1397044F -1397044F -1397044F -1397044F -1397044F -1397044F -1397044F -1397062F -1397662F -1397562F -
(成形) と母接級 形成 及上車 (		116470825FH 116670715FH 116670715FH 116670715FH 1167765FH 11775FFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFF	107979193H 108177701P 89279178H 98279178H 5267516H 21576137H 55671638H 111570838H 111570838H 49471538H 49471538H 11570838H 11570838H 11570838H 11570838H 11570838H 11570838H 1157081H 11570881H	-33733019 -2077299 -20772998 -1777061H -29798841 -1071863H -2173462H -277598841 -2778861H -2778861H -2778861H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675221H -2675230H		-15477546H -12577548H -125772230H -85772230H -85772230H -85772230H -85772230H -85772230H -85772230H -85772230H -85772230H -13577444H -12575369H -12577230H -1257
### 2017-2016-01-19		1166730175 FFF 96375850 FFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFF	108.17770119 89375917819 8497783919 52675183819 11157083819 9267381919 9267381919 9267381919 9267381919 9277740119 9277740119 9277740119 9277740119 9277740119 9277740119 9277740119 927774019 9277740119 9277740119 9277740119 9277740119 9277740119 9277740119 9277740119 927774019 927774019 927774019 927774019 927774019	-20772990 -20772990 -1777061FB -1777061FB -1777061FB -1773462FB -277562FB -277562FB -277562FB -277562FB -277562FB -277562FB -277562FB -277562FB -277562FB -277562FB -277562FB -277562FB		-1135774648 -12577468818 -12577468818 -33776188 -33776188 -33776188 -33776188 -139774448 -13977644881 -13977644888 -13977644888 -13977644888 -1397764488 -1397764488 -13977644888 -1397764488 -1397764888 -1397764888 -142799088 -142799088 -142799088 -142799088 -142799088 -142799088 -142799088 -14279908 -1427908 -14279908 -14279908 -14279908 -14279908 -14279908 -14279908 -1427908 -
		98375850PF 97575850PF 81775050PF 58775175PF 589754975PF 120775875PF 988774975PF 988774975PF 587760PF 5877750PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077935PF 88077836PF 88077935PF 8807795PF 8807795PF 8807795PF 8807795PF 8807795PF 8807795PF 8807795PF	893791781 905750224P 5877616F 51576118P 111570838P 92673061P 92673061P 49471833P 49471833P 11670838P 11670838P 11670838P 11670838P 1277401P 1277401P 1277401P 12774610P 1284774285P 1284774285P 1284774285P 1284774285P	-297476F -2974776F -177061F -177061F -1771061F -1771061F -1771061F -1771061F -297683F -2478439F -247845F -247845F -247845F -247845F -247845F -247845F -247845F -247845F -		-1127546319 -1257546319 -12575223079 -8575223079 -8575223079 -1377544079 -1377544079 -1275618079 -1275618079 -127576180
### 555.5000円		97575650FF 87777650FF 87777650FF 82774175FF 898774975FF 988774975FF 988774975FF 40879750FF 40879750FF 80779250FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8077925FF 8177905FF 8177905FF 828777500FF 828777500FF 8287777500FF 828777500FF 828777500FF 828777500FF 828777500FF 828777500F	905/70224PF 349/77939PF 556/7518PF 1115/70838PF 926/7538PF 926/7538PF 926/7538PF 926/7538PF 926/7538PF 926/7538PF 926/7538PF 926/7538PF 926/7538PF 926/7538PF 927/746F 927/746F 927/746F 927/746F 927/746F 927/746F 927/746F 927/746F 927/746F 92	-29754716H -1777061H -2975984H -2175462H -0075162H -978467H -978467H -2478439H -2478439H -2478439H -2478439H -2478439H -2478439H -2478439H -2478439H -2478439H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H -2474802H		
		31770550FF 282775175FF 282774175FF 582774175FF 582774175FF 58277650FF 582775250FF 580772550FF 580772550FF 580772550FF 58077250FF 58077250FF 58077250FF 58077250FF 58077250FF 580775250FF 580775250FF 580775250FF 580775250FF 580775250FF 580775250FF 580775250FF 580775250FF 580775250FF 582775300FF	34977939H 52675416H 52675416H 5567538H 1115760838H 92673061H 49471833H 49372279H 81771112H 11376001H 81771112H 74376001H 81771112H 74376001H 55576198H 72774670H 55576198H 72774670H 55576198H 72774670H 55576198H 72774670H 55576198H 72774670H 55576198H 72774670H 55576198H 72774670H 55576198H 72774670H 55576198H 72774670H 55576198H 72774670H	-1777061H -2979584H -1071863H -877693H -978467H -978467H -247843H -247843H -247843H -247843H -247843H -2474807H		-6572230 -85742330 -85742330 -8575230 -180751407 -139704447 -65753639 -19774307 -19772177 -17751807 -17751807 -17751807 -17751807 -18772177 -17751807 -17751807 -17751807 -17751807 -1877287 -1877287
(		\$6775715FJ \$232764175FJ \$23764175FJ \$2376656PJ \$40879356PJ \$40879356PJ \$64177355FJ \$64177356PJ \$64177356PJ \$64177356PJ \$64177356PJ \$64177356PJ \$64177356PJ \$64177356PJ \$64177350PJ \$64177356PJ \$64177	215.75416H 526.7538H 1115.70838H 926.73061H 494.71538H 494.71538H 494.71538H 493.72739H 1187.72739H 1016.70881H 817.71112P 743.70619B 525.704670H 525.704670H 525.704670H 525.704670H 727.73640P	-2979584H -1071363H -2173462H -6079162H -978467H -978467H -2478439H -2575221H -2575221H -2575221H -24754802H -25752360H -277101H -2778218H -2778218H		-8674238 -3372618H -3372618H -18075440H -1875640H -6575868H -19744730H -197479098H -16772177H -1776180H -18772177H -1776180H -18772877H -
1984年12 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		282754175FP 120175875FPI 120175875FPI 58276650FPI 40875756FPI 5817665FPI 5817665FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077335FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077325FPI 58077335FPI 5807735FPI	21576137H 556751838H 111570838H 49471833H 37974061H 1187728354H 493752739H 1016770881H 81771112H 74376007H 53776470H 128474285H 128474285H 128474285H 128474285H 128474285H	-10万1363円 -21万3462円 -60万9162円 -89万6339円 -9万8467円 -24万8439円 -26万5221円 -26万5221円 -26万5221円 -26万5221円 -26万62221円 -26万6221円 -26万6221円 -26万6221円 -26万6221円 -26万6221円 -2676221 -2676221 -2676221 -2676221 -2676221 -2676221 -2676221 -267621		-3372618H -8075962H -18075140H -8278468H -657589H -197420H -1127217H -11207517H -1207587H -18075828H -1807582H -18075828H -18075828H -18075828H -18075828H -18075828H -18075828H
1942年末後の時代指数度加工等		\$9974975 PP 1201758875 PP 988754975 PP 98875 PP 1201758875 PP 40875976 PP 12077525 PP 1207752 PP 1207	556万1538円 1115万0838円 494万1538円 379万4061円 1187万28356 493万2739円 1016万0881円 817万1112円 743万0807円 537万4670円 537万4670円 537万4670円 537万4670円 537万4670円 537万4670円 537万4670円 537万4670円 537万480円 743798991円 724万98991円 73479621円 73479621円 73479621円 73479621円	-21万3462H -80万9162H -975439H -2478439H -247542H -257522H -257522H -25753319H -24754802H -24754802H -24754802H -24754802H -24754802H -24754802H -24754802H -24754802H -24754802H		-80759962H -18970444P -6278468F9 -6278468F9 -6278468F9 -6275868F9 -12675210F9 -12675210F9 -12675210F9 -12675210F9 -12675210F9 -12675210F9 -1267562F9 -16075682F9 -16075682F9 -16075682F9 -16075682F9
(		1201759875 FPJ 938754975 FPJ 40875975 GPJ 531776675 FPJ 109577255 GPJ 880777925 FPJ 880777925 FPJ 880777925 FPJ 8807775 GPJ 641777925 FPJ 1384775300 FPJ 8277425 GPJ 8277425 GPJ 82775 GPJ 87775 GP	1115 70838 H 926 7306 1 H 494 75 1833 H 879 7406 1 H 877 72 1835 H 1016 75 088 1 H 1016 75 088	-60万9162H -39万6939H -9万8467H -2475825H -25万521H -2575221H -24754802H		-18075140H -13970444H -62758468H -6575869H -197420H -14779098H -12672777H -1267277H -126
(反称) 大田市島と郷太礼舎といてシケー・児童館外師電気度備工事 56475000円 (反称) 大田市島と郷太礼舎いてンター・児童館外師電気度備工事 5477500円 (反称) 大田市島と郷本礼舎いてンター・児童館外師電気度備工事 5477500円 (反称) 大田市島と郷本代書 5477500円 (区称) 大田市島と郷本代書 5477500円 (区称) 大田市島と郷土佐田産産産業業施 5 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		\$987,4915 FP \$22,76650 FP \$176675 FP \$176675 FP \$176675 FP \$176675 FP \$176675 FP \$176675 FP \$17761 FP \$177	926.75.306.1PH 494.77.18.33.PH 379.74.06.1PH 493.77.27.9PH 1016.75.08.1PH 8177.111.2.PH 743.75.08.1PH 585.77.02.77.384.0PH 1284.77.42.85.PH 582.77.384.0PH 1284.77.42.85.PH	-3976939H -978467H -2478439H -24778521H -2875221H -2875231H -2679330H -2474602H -2474602H -24772360H -24772360H -24772360H -24772360H		-1397044479 -6275846879 -6575886979 -19774209179 -112672177779 -12672177779 -12672177779 -12672177779 -12672177779 -12672177779 -1267217779 -1267217779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779 -126721779
(仮称) 大田市島之郷5れ364年ンター・児童館外開電気設備工事 564万000円 大田市島之郷5れ364年ンター・児童館外開電気設備工事 (4477500円 1477500円 14		\$32.766.0 H 408.775.0 H \$1.766.75 H \$1.766.75 H \$1.005.7725.0 H \$1.005.7725.0 H \$1.77302.5 H	494万1533円 319万401円 433万2239円 1016万081円 817万1112円 743万6301円 527万4610円 585万0198円 1284万4285円 585万0198円 702万3840円 1284万4285円 582万9899円 74754285円	-9.78467FF -24.778439FF -25.75281FF -33.779319FF -38.76388FF -26.779330FF -26.779330FF -24.74802FF -24.74802FF -24.772360FF -27.7101FF -27.7101FF -27.72360FF -27.		-6275468H9 -6575369H9 -197430H1 -1977430H9 -112572171 H9 -12572171 H9 -12572171 H9 -12075617 H9 -12075617 H9 -150758251 H9 -150758251 H9 -150758251 H9 -150758251 H9 -150758251 H9
\$197500PH \$1507500PH \$1857500PH \$18575000PH \$1877500PH \$187760PH \$1877500PH \$1877500PH \$1877500PH \$1877500PH \$1877500PH \$1877500PH \$187750PH \$		408.797.60FH 531.7567.550 FH 1095.77.2530 FH 800.77925.FH 800.77925.FH 800.77925.FH 807.77.1025.FH 138.47.5300 FH 828.77.5300 FH 828.77.5300 FH 826.78.82.FH 21.77.305.FH 221.77.805.FH	37974061H 49375279H 101676881H 81771112H 74370807H 52774670H 585770198H 128474285H 585779899H 70273840H 128474285H 58777869	-2478439P -287521P -287521P -2379319P -287638P -2675328P -2474802P -24		-6575369 -209 F04419 -19742309 -147759058 P1 -12672777 P1 -12672777 P1 -18772987 P1 -18072987 P1 -180758259 -180758259 -180758259 -180758259
\$197500PH \$1957500PH \$18577500PH \$18577500PH \$18775200PH \$1875200PH \$187520PH		\$17.655.61 \$17.655.61 \$17.655.61 \$10.05,77.25.60 \$10.05,77.25.60 \$10.07.92.51 \$10.0	1887 E2836 49372279H 101670881PH 101670881PH 13776112PH 5277561098PH 585770198PH 1284754285PH 582773899PH 78479021PH 58777588PH 58277389PH 78479021PH	-4773868 -28752818 -28752818 -33793199 -28763889 -24763280 -24748029 -45723609 -27710199 -45723609		-1955,5889-4 -1957,2171-4 -1957,2171-4 -1267,2171-4 -1267,2171-4 -187,2987-4 -1807,2987-4 -1807,5883-4 -1807,5883-4 -1807,5883-4
\$1937500PH \$18577500PH \$18577500PH \$18775200PH \$1877520PH		\$176675FF 109577256PF 88077925FF 88077925FF 88077935FF 641773925FF 138475300FF 828775300FF 828775300FF 828775300FF 828775300FF 828775800FF 828777300FF 828777300FF 828777300FF 828777300FF 828777300FF 828777300FF 828777300FF 828777300FF 828777300FF	4337279FH 101675081FH 11771112FH 14370807FH 52774670FH 58570198FH 1284754285FH 58275899FH 79479021FH 78479021FH 78479021FH 78479021FH	-26.75.21 PH -23.75.21 PH -28.75.23 PH -26.75.23 PH -24.75.23 PH -24.75.23 PH -27.71 PH -27.71 PH -27.75.23 PH -27.75.25 PH -27.75.25 PH -27.75.25 PH -27.75.25 PH -27.75.25 PH -27.75.25 PH -27.75.25 PH -27.75.25 PH -27.75.25 PH -27.75.2		- 1257-21209 - 1257-2177 PT - 1257-2177 PT - 1756-1807 PT - 837-508-27 - 1807-877 PT - 1807-877 PT - 1807-8877 PT - 1807-8877 PT - 1807-882-877 PT - 1807-882-877 PT - 1807-882-877 PT - 1807-882-877 PT - 1807-882-877 PT - 1807-882-877 PT
105075000PH   1557500PH   15		1095.77250FT 880.77926 FT 800.77925 FT 582.7510FT 641.73825 FT 757.71035 FT 1384.75300 FT 856.7825 FT 2177380 FT 2177380 FT 856.7825 FT 2177380 FT 856.7825 FT 2177380 FT 856.7825 FT 2177380 FT 2177380 FT 856.7825 FT 2177380 FT 856.7825 FT 856.782	10167081P1 81771112P1 14370807P1 52774670P1 59570198P1 702753640P1 1284774285P1 784779021P1 784779021P1 784779021P1 784779021P1 784779021P1 784779021P1 784779021P1	-3.7.9319H -3.7.59319H -3.8.7.638P -2.6.7.9330P -2.4.7.4802P -2.4.7.280P -2.7.7.216P -3.7.5020P		-14279088 -185721718 -155721718 -175618019 -8375962719 -1207567179 -160758238179 -160758238179 -160758238179
855.7500PH 855.7500PH 854.7500PH 1307.75250PH 1307.75250PH 1307.75250PH 1307.75250PH 1307.75250PH 1307.75250PH 1307.75250PH 1307.75250PH 1307.75250PH 1307.7520PH 1307.752PP 13		88077925FF 8007925FF 56875780FF 64177825FF 15771025FF 138475800FF 62874256FF 27775805FF 27775805FF 27775805FF 27775805FF 27775805FF	81771112H 74370807H 527774670H 595.750198P 702.75840P 1284774285 582758991F 78475021F 78475081F 78475081F	-38.76.88 8.76.88 8.76.88 -26.79.30 -24.74.80 -27.78.216 -77.11019 -4.75.200		- 12672177 - 12672177 - 137518077 - 887520877 - 120756777 - 160758227 - 160758227 - 160758227
\$54750000H \$5457000H \$15475260H \$1975260H		80075925FF 56875750FF 641778925FF 75777005FF 138475300FF 62874530FF 85677855FF 27775735FF 529776735FF	743.70807PF SS27.754670PF SS27.754670PF T02.753640PF T02.753640PF T02.753695PF T04.7502.1PF T04.	8708078 -2679330F -24754802F -4572360F -2778318F -1751101F		-71756180H -8375062H -8375087H -12075677H -16075823H -6975834FH
\$645,000 PH \$1307,7260 PH \$1307,7260 PH \$1307,7260 PH \$1307,7260 PH \$207,7260 PH \$207,720 PH \$		\$6875750H 64173925H 75771055H 138475300H 62874250H 27775050H 277757575 52976775	\$21774670PF \$95750198PF 102755640PF 1124774285PF \$8277989FF 79475021PF 55777558	-26.79330H -24.774802H -45.772360H -22.78216H -72.1101H		-83万5062円 -83万2987円 -120万5677円 -160万5823円 -69万6884円
130752600PH   130752600PH   130752600PH   130752600PH   130752600PH   130752600PH   130752600PH   130752600PH   150752600PH   150752600PH   150752600PH   150752600PH   150575600PH		64173925FF 75771025FF 138475300FF 62874250FF 85677855FF 27775305FF 529777575FF	595.70198FJ 702.773640FJ 1284.774285FJ 582.779899FJ 794.75021FJ 257.77.7558FJ	-24574802H -45772360H -22778215FH -7771101FH		-88752987 H -120755677 H -160755823 H -69756384 H
130775200PH   130775200PH   59071000PH   59071000PH   59075000PH   5907500PH   5900PH   5907500PH   5		13775 1025 FFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFFF	102万3640円 1284万4285円 582万9899円 784万9021円	-45万2360円 -22万8215円 -7万1101円		-120755677FH -160755823FH -69756384FH
\$1977,000 PT	500H 749万0700H	1.847/3.830H7 62.875/4.250H 856.75.85.25 H7 2.777.3050 H 5.29776725 H7	1284.74285H 582.759899H 794.759021H	-22.58215H -7.51101H		-160万5823円 -69万6384円
819750000FF 21375000FF 500755000FF 651755000FF 651750000FF 651750000FF 808755000FF 808755000FF 808755000FF 808755000FF 808755000FF 1102755000FF 1116575000FF 1116575000FF 1116575000FF 1116575000FF 1116575000FF 1116575000FF 1116575000FF 1116755000FF 1116755000FF 1116755000FF 1116755000FF 1116750		856778255H 27773050H 529756725H	794万9021円	-1,51101F		-69756384H
21375000FJ 50075500FJ 61775500FJ 65175500FJ 65175000FJ 80575000FJ 80575000FJ 8075500FJ		277753050H 529756725H	257.772558	CHANGE TO STATE OF STREET	70075 E4616 PH	THOUSE 25 A D. L.
\$0075800PH \$61775800PH \$6175800PH \$61758000PH \$80758000PH \$80758000PH \$80758000PH \$80758000PH \$8075800PH \$8075800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8275800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH \$8277800PH		529万6725円	11 10000 11 100	-15万7442H		-437F3360FI
### 1775500PH  ### 161775500PH  ### 161775500PH  ### 16177500PH  ### 16177500P	500FI 524770550FI		491万3772円	-9万4728円		-62万1752円
612/0000FH   612/0000FH   803/5000FH   803/5000FH   2551/35000FH   2551/35000FH   803/55000FH   80		717万2025円	665万3488円	-11万9012円	593万9871円	-83万2629円
255175000 PH 255175000 PH 255175000 PH 247875000 PH 255175000 PH 255175000 PH 25517500 PH		802万9875円	744万9315円	-21万5685H	665万0342円	-101万4658円
2551750000FT 2478750000FT 850750000FT 850750000FT 758750000FT 1102750000FT 1115750000FT 1115750000FT 1115750000FT 1115750000FT 1115750000FT 111575000FT 11157500FT 1	000H3 65573 2000H3	662753400H	614万4528円	-36万5472円	54875500FI	-102万4500円
2478770000FP] 82075000FP] 82075000FP] 7357000FP] 7357000FP] 110275000FP] 1112755000FP] 111575000FP] 11157500FP] 111575		2700万2325円	2505.750057H	-46.75.44.F	10 / J 10 8 9 H	-101/53331FF
\$6475000PF \$85075000PF \$7247500PF \$8275000PF \$110275000PF \$110275000PF \$11567500		2625万4200円	2435万6021円	-42753979H	2174万3728円	-303 F6272 H
88075000H 72475001H 82275000H 70877500H 110275000H 111575000H 111575000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H 1115875000H	504750000FF 504750000FF	509万7225円	472万8696円	-31万1304円	422万1522円	-81万8478円
73570000 FJ 82275000 FJ 70877500 FJ 110275000 FJ 113575000 FJ 113575000 FJ 82975000 FJ 94575000 FJ 9475000 FJ 947500 FJ 947	Children Company	896777525FB	831万9173円	-18万5827円	742万6904円	-107万8096円
89275000円 110275000円 113755000円 113755000円 82975000円 94570000円 94570000円 94570000円 91375000円 91375000円 91375000円 91375000円 82075000円 82075000円 82075000円 82075000円 82075000円	00FH 742万3500FH 742万3500FH	15075.1200H	695万8863円	-28746137H	621772494FF	103772506H
708万7500円 1102万5000円 1217万5000円 1155万0000円 829万5000円 945万0000円 945万0000円 945万0000円 913万5000円 441万0000円 1005万000円 800万5000円 800000円 800000円 800000円 800000円 800000円 800000円 8000000円		930756675H	863万3802H	-29万1198四	T705577288HI	1979 THE TOTAL
110275000円 113775000円 113575000円 82975000円 9457000円 9457000円 113675000円 44175000円 44175000円 100170000円 80775000円 80775000円	100円 709万8000円	733万1625円	680万1549円	-28万5951H	607万2052H	-101万5448円
137575000 H 118575000 H 82975000 H 96570000 H 9657000 H 91375000 H 91375000 H 91375000 H 91375000 H 91375000 H 82775000 H 82775000 H		1189万0200円	1103万0539円	5539円		-117万7536円
82975000 H 96877000 H 96877000 H 94877000 H 11867500 H 9137500 H 9137500 H 10177000 H 10087500 H		1436万4000円	1332万5483円	-42万9517Н	1189万6265円	-185万8735円
96575000 H 94570000 H 118675000 H 8927500 H 9137500 H 9137500 H 10077500 H 10087500 H		1263万8325円	1172万4574円	17万4574円	1046万7061円	-108万2939円
与級外道路改良工事     945万000円       外途成工事     1186万5000円       822万5000円     9375000円       913万5000円     9170000円       及び浄化槽繳去工事     1017万0000円       82575000円     82575000円	000H 843/5 1500H	87075H	807万8574円	-21756426Н	72175211119	-108万2889円
外途成工事     1186万5000円       822万5000円       913万5000円       及び浄化槽繳去工事     101750000円       108万000円       850万5000円		H5202H366	931731831FT 9747F4554FT	-9075446H	855/J 0440HJ	-110759560H
892万5000円 ) 設置工事 441万000円 及び浄化槽繳去工事 101万0000円 108万000円 850万500円		1221万9375円	1133万5914円	-52759086РЯ	1012万0086円	-174754914H
利力 設置工事         441万000円           事及び浄化槽撤去工事         1071万000円           1008万000円         1008万000円		946万6275H	878万1863円	-14万3137円	783万9969円	-108万5031円
ルリ 政権工事         44.179000円           毒及び浄化槽撤去工事         107.179000円           1008.75000円         108.75000円		949756200FF	880万9625円	-32万5375円	786万4753円	-127万0247円
マスCOFTCTB級工工学 1011カビリサ 1008万000円 850万000円		466万8300円	433万0782円	-7万9218円	386万6286円	-54万3714円
H0005 EC058		1152万1125円	1068万8148円	-2万1852円	954万1796円	-116万8204円
	H0002 4/2101 H000	1045.553800FF	969万7990H	-38万2010円	865万7837円	-142万2163円
鳥山脇屋1号幹線歩道植栽(分割4号)工事		257.753550H	2387F7482H	T8120CG-	HZ967 C/967	-96/52438H
		705万2325H	6547F2442FF	-26 HISSBH		100 H 20 C 11
		210万4725円	195万2553円	-13万6947円		-347F6367F
平成1.5年度 衛祉工場建設2年5外積工事		468758250H	434万9290円	-37,55710FF	THE REAL PROPERTY.	-84.572191PT
50 安日青年少多工商等指土多。 50 李成 5年度大田市連盟七夕 - 2.24 五九 50 李龙 七章		240万3975円	323750168H	16万3832円		÷ +40万3028円
合計 (工事番号15,35,55ないし57を除いたもの。) 4億3541万4000円	4位8020万7000円 4位64721万3900円	3607/10975H	334万0625円	22.5593(5F)	298万2327円	58757673H

(別紙6) 請求	上段:工事番号	下段:損害額						
1 9	9	12-2	14	16	18	19	20	
7, 7	11万0250円	10万8180円	6円	31万5000円	22万0500円	16万6320円	18万5850円	
	23	25	27	28	29	33	34	
	17万7030円	8万1900円	20万3175円	22万9950円	19万5300円	15万1200円	25万5150円	
	35	36	37	38	39			
	10円	22万0500円	26万7750円	21万2625円	33万0750円			
w 7	40	42	43	44	45	47	50	
r ĵ	41万2650円	24万8850円	28万9800円	28万3500円	35万5950円	27万4050円	30万2400円	
	51	52	53	54				
	25万5150円	7万3710円	20万4120円	6万2685円				
n a	26	30	31	32	57			
٥, ٥	15万0255円	24万2550円	76万5450円	74万3400円	出			
α	1	3	4	5	11			
o C	18万5220円	33万0750円	27万7200円	28万0350円	28万9800円			
סליויולט	2	7	8	10				
617.17/6	33万5475円	16万6950円	6万7725円	35万2800円				
14 15	21	24	41					
14, 10	22万4280円	24万5700円	34万6500円					
71 31	12-1	22						
17, 77	4万3020円	39万2175円						
18 10	46	48						
	26万7750円	13万2300円						
10 00	15							
20, 21	15万5925円							
66 66	22							
77, 70	田0							
94721.11 90	49							
070. 15.47	32万1300円							
00 00	1.7							
63, 30	25万6725円							
31 39	6							
01,00	17万3250円							
33 34	13							
,,,	12万1275円							
357211 38								
. 6.00	田0							
							をなったのであることである。 では、これのでは、これのできるとのできる。 では、これのできる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	

343万1430円

損害額合計

276万2865円

190万1655円

136万3320円

92万2950円

81万6480円

43万5195円

40万0050円

15万5925円

1306万2420円

合計

田の

12万1275円

17万3250円

25万6725円

32万1300円

0円

# これは正本である。

平成20年 7月 2日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 米 山 哲